

税務監督・検査統一マニュアル
1996年

モンゴル国国税庁長官指令

1996年3月16日

ウランバートル市

No. 31

マニュアルの承認について

税務監督業務の基準を定め、影響力を強化する検査官の知識、方法を向上させるべく指令する。

1. 税務監督検査実行マニュアルを付録として承認する。
2. 監督検査マニュアルを詳細に研究させ、教育を組織して検査官に習得させ、税務検査においてこれを遵守し活用することについては県・市・地区の税務部長、その実施に対する監督を国税庁監督検査部長バハナーの任務とする。
3. マニュアルを小冊子として発行し、すべての税務当局に配布し遵守させることを監督検査部長バハナー、官房部長ミシグルンデンに委任する。

長官 L. プレブドルジ

前文

市場経済への移行にともない、モンゴル国のすべての市民が期待している変革を行うに際して、政府にとって税収入が重要であることを各人に理解させることは、税務当局の業務改善の条件である。

好き好んで納税するものはいないにしても、国を支えることは各人の道徳的任務であり、法による責任である。

税の法的体系を公正に実施することによってのみ、国家の発展にとって必要不可欠な収入を大衆の意識に対する否定的な影響をできるだけ少なくして徴収することができる。

税金は社会的公正を保証し、経済的変革を支えるためのものである。したがって、我々が行っている税務監督・検査は清潔で公正な仕事である。

我が国において、税の自己申告納税制度が実施されてから、包括する範囲が拡大されつつある。この制度を我々が習慣化することによってのみ税務当局の実務を現代的な形態に近づけることができるのである。この課題はかなりの努力を要することは言うまでもない。

税務監督検査部・課、検査官の主要目的

監督検査業務の主要目的は、違反のある納税者を選び出し、公正に高度な専門的水準において検査し、支払うべき課徴金の額を正しく明らかにし、彼らを援助し、将来的にはよく納税し、税法・制度を自発的に遵守するようにさせることにある。

税務監督検査部・課、徴税官は、この主要目的を達成するために、以下の明確な目標を指針として業務を行う。

1. 税法を遵守している者を支援し、奨励する。
2. 法の違反者、特に多額の食い違いのある経営体、機関、市民を選び出し検査をすることによって、納税しないものを恐懼させ、警戒させる道具として利用する。
3. 検査を高度な専門的水準において公正に行い、支払うべき課徴金を多くなく少なくなくきちんと正しく明らかにする方法で検査官を教育する。
4. 納税者に平等かつ公正に接し、彼らを尊重する。
5. 税務監督検査業務をさらに影響力をもち、効果的であるように改善する方策を引き続き模索

し、習得する。

目標1 税法の自覚的実施を支援する。

納税者が税法を実行し習慣化させることを支援する目標を実施する際には、以下の方針に従うこと。

1. 会計帳簿をきちんとつけ、税申告を期限内に提出する義務を納税者に理解させ、機会がある度に彼らを支援する。

2. 申告書を期限内に提出し正しく納税している納税者を長期にわたり税務検査の対象としないことにより、彼らを奨励する。

3. いつ何時税務検査の対象となり追徴課税や罰金を課せられるかわからないので、誤った税申告を提出すれば経済的により大きな損害を被ることになると彼らに警告し、理解させる。

目標2 食い違いのある納税者を正しく選び出して検査し、検査を脱税防止の道具とする。

この目標を達成するために以下の方針に従うこと。

1. 検査業務の年間計画を、職員の能力を考慮しながら具体的にすべての職種・階層を包括して、できるだけ多くの収入を確保できるように策定する。

2. 税務監督検査を行うことが必要不可欠な納税者を検査すべく選び出す際には、以下のデータを考慮する。

事業範囲

--地理的分布

--事業の種類

--最近の検査の結果

--最近の検査からの期間

--提出した申告の状態、データ

--他の情報源からの情報

--地域的特質

目標3 検査を高度な専門的水準において実施し、支払うべき追徴課税の額を多くなく、少なくとも、きちんと正しく算出するよう検査官を教育し、将来的には税法に自発的に従う条件を満たす。

この目標を達成するためには以下の方針に従うこと。

1. 専門的能力、検査技術及び税法に関して監督検査官に対する教育を行う。

2. 検査業務の確立された標準の方法に準拠し、最良の方法を活用することに関してマニュアルを作成し、検査官に手引きとして利用させ、習得させる。

3. 検査官の業務を比較研究し、今後どんな教育が必要になるかを明らかにし、業務上発生した成果と弱点に関して検査官と検討する。

4. 新規に採用した検査官が仕事のやり方を習得し、自信をもてるようにする教育を、その業務において組織する。

目標4 納税者を平等かつ公正に扱い、彼らを尊重する。

この目標を達成するためには以下の方針に従うこと。

1. 税務当局は、納税者の法的権利を尊重し、すべての納税者に対して公正かつ平等に接し、彼らと正しく洗練された関係を持つ。

2. 監督検査官は、自ら高い専門的水準を保ち、執行官として執務に当たる。

3. 検査課、検査官は要請に応じて納税者と共に活動する方針を踏まえて検査に当たる。

4. すべての検査は、納税者が今後税法に従うようにさせることを目指して行う。

目標5 税務監督検査業務をさらに影響力をもち、効果的であるように改善する方策を引き続き模索する。

この目標を達成するためには以下の方針に従うこと。

1. 監督検査業務を改善する方法に関する新しい意見を自由に受け入れ、新しい方法、提案の発案者を支援する。

2. 検査業務の効果的かつ現代的なしくみの確立に向けて、業務の技術、方法を革新し、改善する。
3. 監督検査プログラム、計画の欠陥を発見、是正し、より効果的な方法を採用する。

第1章 税を自己申告し自発的に納税する形態を奨励し支援する

国の税務機関の目的は、徴収すべき税金をすべての納税者から正しく徴収することである。納税者が税金を自己申告納税する自発的納税の高い水準を満たすことによりこの目標を達成することができるが、すべての現代的税システムに見られる。

税務当局から出されているすべての決定、業務方法は自発的納税の高い水準の確保に向けられるべきである。このシステムが完全に実施され、効果的に機能すれば、少ない経費で大きな税収入を徴収する我々の目的が達成される。

自己申告納税制度の中心の土台は、納税者に会計帳簿をきちんとつけさせ、正しく税を申告し自発的に納税する秩序を習慣化させることである。

この業務を成功に導くには、まず第一にどんな規則でどのように納税するのかを納税者に理解させ、そのために一般に理解しやすいマニュアル、参考書を配布し、税務当局の職員が納税者に会うたびに彼らに会計帳簿をつけ、期間内に納税することの大切さを理解させ、教示するべきである。

納税者に税法・規則に関する情報がきちんと伝達されるには、公共情報業務が行き渡るように行うことが大きな意義を持つ。申告書提出の季節が来たことを納税者に注意させ、ラジオ、テレビで広告し、新聞に記事や情報を掲載させると同時に、法を執行するうえで援助を求めているすべての納税者に助言や指示が行き渡るように情報を流すことが必要である。これにはさまざまな形態で助言を与える税務職員の口頭での宣伝や文書による資料での情報であっても構わない。

とりわけ、税申告書を正しく提出する自発的納税者を奨励し、誤った申告書を提出したり全く税金を納めない者に対しては法律に示されたように責任や処罰を課せられることは特に重要である。

申告書を期限内に正しく提出し常に納税している納税者に対しては、税務当局は常に検査してうんざりさせず、安心させなければならない。国家に対して負っている役割を実行し、税申告書に正しく記入し納税すれば安心してよいことを納税者は完全に知っているはずである。これは税務当局が正しく提出された税申告書を受け取り承認することで、納税者を奨励しているということである。

しかし、税法に従わず申告書を期間内に提出しない納税者を税務監督検査の対象とし、税法違反や納税すべき税額の意図的な過小申告が発覚した場合は、その納税者を処罰することになると納税者にははっきりと理解させるべきである。自発的納税を奨励するうえで、「飴と鞭」という二つの方法を具体的に使うべきである。自発的納税に対して納税者が興味を示すまで納税者を奨励していることを彼らに示すと同時に、納税しない、所得隠しによる過少申告などの誤った道に踏み込まないよう、納税者の注意を喚起し、啓蒙しなければならない。

検査官は、その納税者を検査し、食い違いや不足分をきちんと明らかにし、彼を今後は良き納税者の隊列に加えることができるように働かなければならない。検査した現場で税金関連の問題の解決にあたって、納税者に必要な助言や指示を与えるべきである。

税務監督検査の対象となった納税者に限らず、すべての納税者を奨励するということと、処罰を課せられる場合もあるといった二つの部分に関連づけて考える必要がある。自己申告納税制度をすべての納税者に理解させることは、税務当局の中心的な業務である。

第2章 税務監督検査業務の計画

自発的納税制度を実施する目標を実現するうえで、税務監督検査は特別な意義を有する。納税者がいつでも検査の対象になりうることを知っていれば、自分の売上所得や利益を申告せずに隠匿しようとは思わなくなるかもしれないが、隠匿することもありうるのと二通り考えたうえで決めることになる。

監督検査業務の計画を作成する際には、納税者ひとりひとりが税法に従うようにさせることに特に注意を払うべきである。そのために納税者から送られた申告書のうち明らかな部分を的確に選び出し検査の対象とすることは重要な意義があるのである。

現代的税制においてすべての納税者をひとりひとり検査しようという試みは意味がないことが実証されている。

納税者ひとりひとりを検査しようとするれば、中途半端で徹底的にはできなくなり、納税の改善どころか落ち込ませることもある。

中途半端な検査をしたために、違反を発覚させずに放置したり正しく解決せずにいることは、全く検査をしない以上の悪影響を及ぼすものである。監督検査業務を的確に計画・実施し、納税者に理解させる必要がある。もし税務監督検査業務の企画と指導が不十分であり、検査官は過失を暴露する能力がないと大衆が見なせば、彼らは監督検査に引っ掛かるのではと不安になるのをやめ、それどころか隠し通してもよいと信じるようになる。

検査業務の計画作成

したがって、税務監督検査部・課は年間を通じて実施される検査計画を立てて仕事をする。毎年12月1日までに県・村・首都の地区の税務当局は、申告書の年間検査計画において課せられた計画の達成を国税庁監督検査部に報告する。暦の新年が始まる前にその年の検査業務計画を、年間申告書検査業務の達成に基づいて国税庁監督検査部で認証された書式にしたがって、納税者の区分に応じて数表により作成する。税務監督署および県・首都の地区の税金部・課はそれぞれ翌年に行う検査数を納税者区分ごとに数表により定める。計画作成の際は、税務当局から送られた情報・提案・総括を考慮する。

この計画は、検査を行ううえで可能な力を高度に動員して実施できるものでなければならない。このため、年間を通して検査官の作業負担が均一になるよう考慮し、力量をあらかじめよく計算すべきである。この計画は、数表によって作成される総合計画であり、どの事務所・機関および市民を検査対象とするのかを、年末の申告書を検査し受領する過程で選び出す。

中小の事業所よりも大きな所得の多い事業所をより多く検査の対象とする方針に従う。大企業・共同組合を中心に100%検査の対象とするよう努力する。これは、これらの企業からかなりの税金を徴収できる見込みがあることと関連している。たとえ税金を徴収できる確証が少ないにしても、小規模事業所を検査の対象から外してはいけぬ。これは税法の実施を均一に満たすようにするうえでよい影響をもたらすだけでなく、このような小規模事業所を検査対象とすれば、我が国のような大企業や共同組合は税務検査から逃れることはできないという理解を納税者に生じさせることになる。

税務当局は税務監督検査の結果に関する情報を収集する。これは今後監督検査業務を計画する際に利用される。計画作成に利用するために収集するこうした情報のうち最も重要なのは、監督検査によって徴収される税収入とそれに対して費やされた作業時間の二つである。この数字は、区分ごとの納税者に関して検査業務の収入と支出の関係を明らかにするために利用される。監督検査業務の計画が良ければ、この関係は効果を示すものである。しかし、ただ収入と支出の関係のみを指針として計画を作成すべきではない。

検査プログラムの特別な必要性(目的)があれば、他の数字も検討すべきである。例えば、税務当局は、ある特定の業種を検査対象にするか、しばらくの間検査を受けていない事業所を検査するよう計画してもよい。特定の区分納税者を検査するときには、どのくらいの期間が必要であるかを知っていなければならない。また検査に費やされる期間が適切であるかを監督することが大切である。監督検査業務を指揮する職員は、監督業務が効果的に行われる期間に基づいて、検査業務毎に継続期間を確定する。幹部は検査官に税務監督検査業務を短期間で執行する要請を行う。このため、幹部は検査官に研修を行い、彼らの作業時間を生産的になるよう改善し、検査に費やす時間を短くする措置を取っている。

もし検査を指揮し組織する幹部が、年間検査計画を実施するうえで困難に陥るほど状況が悪化していると見なした場合は、変更・修正することができる。これに関しては国税庁監督検査部に報告し合意する。計画を実生活においてよく実施しているかどうかという問題について、監督検査業務を地方で指揮する職員と国税庁は、常に連絡を取り情報を交換する。

税務当局は、監督検査計画の達成を組織し監督する。

これらすべてに基づいて、全納税者を売上高の規模で区分し、彼らを検査対象とする場合は、差別的に対応する。

1億トウグリク以上の売上高の納税者は5年毎

5,000万～1億トウグリクの売上高の納税者は4年毎

5,000万トウグリクまでの売上高の納税者は、その中から抽出する方法で毎年10%以上を検査する政策に基づいて検査計画を作成する。

税務監督署および県税務部は自ら関係するすべての納税者を、地区税務部は1億トウグリクまでの売上高の自ら関係する納税者を、首都税務署はウランバートル市領域内の1億トウグリク以上の売上高の納税者と自ら直接関係する納税者を検査する。

検査計画を作成する際は、年間一人の検査官の検査業務への最高稼働可能期間（人・日）納税者区分毎に1回の検査実施に要する平均期間（人・日）、一回の検査の結果得られる追加収入（追徴課税、罰金、利子）を過去数年間の達成に基づいて定める。

これらの数字に関して、各税務当局は、長年の動態調査を行い、それを計画に利用することが必要である。

税務監督署、県、首都、地区の税務当局において、検査業務総合計画に合わせて自分たちの税務検査年間計画を作成し、納税者区分に従って検査される事業所、機関の一覧表を国税庁監督検査部に毎年3月15日までに提出する。

国税庁監督検査部は、計画を全面的にチェックし、税務検査が重複しないように税務当局間で柔軟に調整して確認し、毎年第一四半期の間に返却する。

第3章 税務検査の対象となる納税者の抽出

各グループの納税者の100%未満を検査対象にする条件において、グループ毎にどのような方法ならより良く抽出できるかをこの章で説明する。あらゆる活動がコンピューター化されている現代的税務当局においては、コンピューターによって申告書进行处理し、抽出を行っている。

我が国に関しては、このような条件が整備されておらず、近い将来達成される目標となっている。一般的に税務監督検査計画の作成や検査対象納税者の抽出といった作業は、かなりの負担になり、細かく面倒な作業であるため、これには非常に責任をもって対処する必要がある。このため、国税庁監督検査部には、指導企画、方法論に責任をもつ作業グループがある。このグループは以下の作業を行う。

－税務検査の実施形態を模索し、現行の方法を改善し、方法論、勧告を提出する。

監督検査計画の作成業務を指導・組織し、税務当局の計画作成の過程で勧告・支援する。

－計画した目標に従って検査対象納税者を抽出する際には方法論上の支援をする。

－検査業務計画の達成状況を監督する。

－計画を達成すべく調整を行い、新しい検査を追加実施する。

－実施された検査の結果を把握する。

－計画に関する意見勧告を作成する。

－計画を更に改善する準備をする。

－検査業務の結果を一括処理し、結論を出す。

税務監督署及び首都税務署、県・地区の税務部においては、検査計画の作成、納税者の検査抽出、

計画実施の組織・調整、監督業務を検査課長が責任をもって実行する。

納税者を税務調査対象に抽出する際は、数量に関して以下の基準を守る。

1. 1億トングリク以上の売上高の納税者は3年毎に検査する方針であるため、このような売上高のすべての納税者（企業、国営工場、協同組合）の3分の1を毎年検査するように抽出する。

2. 5,000万～1億トングリクの売上高の納税者（企業、国営工場、協同組合）の4分の1を毎年検査対象として抽出する。

3. 5,000万トングリクまでの売上高の小規模の納税者は、そのうち10%以上を毎年の検査対象として抽出する。

税務検査に納税者を抽出する際は、以下の方法を採用する。

－自動的抽出 ほとんど常に検査すべき納税者を抽出する。また、以前検査したが検査対象とすることが不可欠な一部の納税者を抽出する。例えば、収入が多いが常に赤字であったり利益が少ない納税者や、所得や利益を虚偽に過少申告していることが明らかな納税者は、順序は考慮せず直ちに抽出する。

－納税していない者のグループ 納税しない脱税者や逃亡者の注目すべき部分が納税者の中にいるのであり、これらを納税不履行者集団と呼ぶことができる。このような納税者がいる場合は、規模の大小を問わず、直ちに税務検査に抽出する。

－特別な指標による検査抽出 税務検査業務総合計画に従って、一部の類似する業種、サービスを営営する納税者を、何らかの根拠があれば検査対象に抽出することができる。例えば、国から大量の貴金属を購入し、金銀製品を生産・販売する納税者、あるいは、酒・アルコール類を輸入するすべての事業所、機関を部分的あるいは100%検査対象とするよう総合計画に盛り込まれていれば、これらを計画に従って検査抽出する。

－外部からの情報に基づく抽出 他の機関や市民から何らかの特定の納税者の活動に関して寄せられた情報が裏付けがあり、税務検査をすることが不可欠であるならば、検査対象として抽出する。

－最近の検査からの期間 税務当局は、「納税者区分毎に検査を実施するよう定めた期間」に従って、最近の検査を実施してから長年経過した事業所や機関を検査対象にする。

－経営活動の種類もしくは地方の範囲で 長期間にわたり納税水準が低い各グループに対して税務当局が注意を払うことは不可欠である。これらを当該の地方の範囲か国家規模で常に検討し検査することができる。そのうち何パーセントを検査対象とするかを監督検査部署の長が決め、税金を滞納している納税者を第一に税務検査対象とする。

－計画に合わせて税申告書を検査抽出する 計画に合わせるために先の方法により納税者を抽出した後、他の納税者を多数検査対象に追加する必要性が生じうる。また、先の方法により抽出した納税者数を超過してしまい、実施不能になりかねない場合、計画立案者は、区分毎の納税者の比率を考慮し、追加・削減の調整を行う。

税申告書をひとつひとつ検討し検査対象を抽出する作業を検査課長が行う。数名の経験者をこの作業に加えることができる。この作業には税法の知識、税申告書の誤りを発見する訓練や経験が要求される。簡単な仕事ではない。したがって、この責任ある重要な仕事を管理する職員は、高度に能力を発揮し、一所懸命に働くべきである。この抽出は非常に正しく行う必要がある。

検査対象に抽出した税申告書は、検査官に引き渡すために別個に保管し、検査対象外の申告書は、再び抽出する時期まで確実に保管する。

抽出する際に税申告書の数字を注意して見る

抽出する職員は、税申告書を精読し、受領・承認できる申告書であるか、検査対象とすべき申告書であるかを定める。

抽出する過程で採用する方法：

－明らかな誤り 納税者自身の課税収入を誤って申告書に記入したり、申告書上の計算ミスを発見す

る。

—所得の申告状態に注意する 過去数年間の申告との比較や、類似する事業所の収入から、申告所得が比較的少なかったり、一部の売上高をまったく申告していないのではないかと疑って見る。

—総利益の水準 検査官は、当該の業種の事業を営む納税者の事業活動の水準がどのようなものかを想定している。申告書を見て、総利益の水準があまりに低く、当該の地方市場の現在の利益水準に近くなく不適切である場合、疑いありと見なす。

—支出 当該の業種の事業活動について検討し、比較的多く支出していれば疑いありと見なす。ほとんどの納税者は、個人支出を事業支出に含めて申告しているので、支出額が過度に多くなる。

—活動評価 一部の納税者は先の理由により納税が悪いことが明らかにされたので、この状態がさほど改善されていないことが注目される場合は、このような事業所を再び検討対象とする。

年ごとに比較する。検査する根拠が生じるほど顕著な数字があるかどうか確認するため、過去数年間の申告書と比較して見る。しかし、毎年均一な数字で申告書を提出している納税者を矛盾がないと見なす根拠はないことにも注意しなければならない。

税申告書を見て生じた疑いを確実に証明できる信頼性のある方法を、抽出作業をする職員は習得していなければならない。

税務監督検査統計

監督検査計画を今後改善するうえで、検査業務の結果をまとめて結論を出すことは大きな意義を有する。検査業務の結果、税金の総額を税務当局ごとにまとめて研究し、今後の検査計画の作成、決定を出す際に利用する。

第4章 検査すべき納税者について検査官に責任を持たせる

検査すべき税申告書（納税者）を決めた後、県・地区の税務部検査課長（上級検査官）が検査官を割り振る。検査官に納税者を検査すべく割り振る際は、いくつかの重点を考慮する。この重点とは：

検査官の仕事量を監督する。各検査官が均等に検査させ、あまりに多くの納税者を振り分けないようにするが、引き続き十分な仕事量で満足に働ける条件を満たすべきである。監督検査官は何人の納税者を検査するのが適切かという問題に決まった答えはまだ出されていない。これは、検査毎に要求される期間、検査官の能力、納税者の活動範囲の細かく面倒な状態などの多くのことが関係する。

検査官は常に忙しくなるように仕事を正しく割り振り、ある納税者から別の納税者に移動して働く機会が多いため、自分の仕事を律するよう努めなければならない。見つからない納税者を待つ時間を無駄にしないよう必要ときは自分で仕事を割り振って働く必要がある。

もし大口納税者を検査するとき、さらにこの機会に多くの支店を検査するという大仕事をする場合は、検査官は一か所だけこうした納税者を割り振れば十分である。しかし、1～2日の作業が必要な小口納税者を検査する場合は、検査官を十分に忙しくさせるには一度に数か所の納税者を割り振るようにするのが適切である。監督検査課長は検査官に検査の実施を援助し、彼らと率直に話し合い、彼らの検査業務の過程を知り、助言を与え、監督する業務を行う。

1. 検査した納税者の活動範囲は細かく面倒なものであり、検査官の作業可能時間から判断して、今後実施される検査業務が収まり切れない場合は、作業量をどのように有益に行うかについて監督検査官、課長は計算し、調整する。

2. 検査官の作業方法 監督検査課長は検査業務をあらかじめ計算し、検査官が検査する条件・能力があるかどうかを明確にする。検査業務の難易度を判断し、その業務に適した作業能力のある検査官の可能性を開き、作業方法を改善させる見地から、より難しい仕事に割り振る必要がある。しかし、いつもこの方法に頼るのは適切ではない。当該の検査官が、その納税者を検査する水準に達していないために、仕事が失敗に終わることもありうる。監督検査課長は、この職員により多くの援助と

助言を与えて検査させてみるか、より経験のある、作業方法に通じた検査官を割り振るかを定める。

3. 教育の目的を含めて業務に割り振る。具体的な期間に部下の作業方法を可能な限り改善させることは、幹部職員のひとつの基本的役割である。これを解決するひとつの方法は、当該の検査官に以前検査したよりも少し難しい仕事を与えてやらせることである。これは、検査官が新しいことを学び、仕事の経験を積み重ねる機会を与えることである。

しかし、慎重に対応すべきである。もし以前行っていた仕事よりかなり難しい（こなせないほどの）仕事であれば、作業結果に悪影響を及ぼす。検査官がこの作業を自力でできなければ、幹部は注意し、援助するなど適切な措置を取るべきである。こうすれば、検査官はこの仕事を過度に困難だとして不安におびえることはなくなり、仕事をするうえで都合がよくなる。

4. 納税者を検査官に種類別に振り分ける。特別に注意をすべき事業・サービスの経営者や一種類の工場を営む納税者を、ひとりの検査官に割り振って検査する。このような一種類の納税者をひとりの検査官に割り振って検査させれば、その検査官は、その事業活動の会計帳簿の特徴などに詳しくなり、効果的に働ける。検査官の一部をこのように種類別に振り分けることにより、彼らは検査に能力を発揮し、素早くできるようになる。

5. 大口納税者を検査させるよう検査官を派遣する。大口納税者を検査する際は、頭が混乱してくような多様な取引が行われているものであり、帳簿も多種多様であるため、時間をかける必要がある。しかし、検査官はこの納税者を次回もう一度だけ再検査できる。経験からすると、ひとりの検査官が一家の事業所に何度も行く必要はない。反対に他の検査官を派遣しなければならない。また、その事業所に新しい検査官を検査に行かせることは、前任者が発見できなかった誤りを見つけるうえでも利点があると言える。

検査官の作業結果を明らかにする

監督検査課長は、自分の課の検査官の業務を検査が終わるごとに評価し、記録をつけている。記録する際は、

- －検査作業の結果、実施された期間
- －検査項目（何を検査したか）
- －検査した職員の能力
- －教育を必要とする問題
- －時間の活用を改善する提案
- －今後の検査官の配置に関しての提案などを盛り込む。このような記録をつけることは、監督検査課長が検査官にどのような仕事を割り振るか、検査官をどのように効果的に働かせるか、どのような教育が彼らには必要かなどの多くの問題を解決するうえで大変有益である。

第5章 検査前の分析研究

検査業務を成功させるには、検査官が納税者を呼び出して会ったり、検査前に行うべき目標がたくさんある。これらすべての目標を総じて検査前分析もしくは研究と呼んでいる。

検査業務の過程で必要になる当該納税者の以前の検査結果および納税者に関するすべての可能な情報を検査前研究の初期段階で収集する。検査前分析がよく行われることにより、検査が具体的に素早く行われ、よい結果が得られる。

検査官が検査業務を受け取り次第、作業量を調整し、なすべき作業の順序を決め、全体でどんな作業をし、そこにどのくらいの時間をかけるかを計算すべきである。これは検査の実施を確実に助けるものである。こうして、なすべき仕事をよく知り、作業を個人の計画に調整して働くことが、検査官にとって有益な第二の助けになる。

検査官は、当該納税者が事業所で働く前に自分の指針をもってその納税者に関して徹底的に検査

し、納税者に対して何度も意見と指針を紹介し、意見交換をする。

検査結果があまりよくないのは、検査した納税者の税金の矛盾が少なかったか、仕事量が多すぎたことによる。

再び述べると、監督検査課長が割り振った納税者を検査官は責任をもって検査する規律を守る。もし、自分の兄弟、親類、親しい友人の活動に対して税務検査をするよう割り振られたら、検査官は部課長にこれに関して報告し、変更させる。

分析する際の情報収集

検査官は検査すべき申告書を調査し、前回の検査結果を知り、納税者の活動について想定するために可能な時間を費やすべきである。納税者と初めて会いに行くか、呼び出す前に、検査官は、検査過程で必要になるすべての情報を考え、収集する。外部の情報源を利用する。これらは、税務当局の資料室、他の国家機関、その活動は他の情報源と関連しているかもしれない。

言い換えれば、納税者とその家族の生活について税申告書に記載した収入にごまかしがないかどうかを見るところである。

もし、かつてその納税者を検査していた検査官と会う機会があれば、彼からその事業について情報を得てもよい。この作業を遂行する能力がその検査官にあるかどうかについて監督検査課長が検査官と話し合い、彼に信頼を託していることを話して聞かせる。

税務検査の際はすべての種類の税金を対象にする。

検査官は納税者の所に行き、全種類の税金について検査する。所得税、商業税、税控除、料金、財産税などすべての種類の税金を含めて、税金の種類別に検査し、納税者の所に何度も行くより一度で税金の全種類を検査するほうがより効果的である。税金の各種別に課される納税（の過不足）、滞納額を計算する（付録 14 を参照）。

税務監督検査実施計画

一度検査官が可能なすべての情報を収集し、それを調査したら、検査のすべての過程でどのように実施するかについて考えを集中させる。

検査業務指示書には、検査すべき税の種類すべてを、検査漏れのないように記載されている。この視点から、検査官は自分の検査業務指示書に検査するすべての問題を列挙し、それをどのように検査するかも書かれていなければならない。業務指示書には税申告書上の疑問のあるすべての数字を、特に支出申告、申告漏れと思われる収入、申告書上のあまりに概略的な数字などを検査するよう指示書に列挙する。

検査パラメーターを列挙することは、検査業務の限界と深さを明らかにするというものである。言うまでもなく、業務指示書に指示された作業範囲に検査を限定してはならない。検査官は、納税者の貸借対照表に基づいて検討し、これに関してより詳しくなったのち、検査業務をさらに具体的にすることを目的で検査範囲を拡大することができる。

納税者と連絡を取り、検査の実施日を指定する

検査官は納税者に検査を準備するため十分な期間を与える。検査業務を速く効果的に実施するために、検査官は納税者に連絡を取り、検査することになったことを電話か文書で通知する。しかし、必要な場合は事前連絡をせずに直接赴いて検査できる。検査官は検査の過程で、その組織について、その所有者・会計あるいは他のいかなる者が代表するのかを予め合意する。

検査官は納税者を検査する際、会計帳簿を閲覧し、労働者と話し合うなどどのような行動を取るかを詳細に計画する。この見地から検査官は納税者からどんな情報・帳簿を要求するかについて通知する文書を渡す。しかし、監査の過程で追加情報を要求する場合は、関連資料を要求することについても通知する。

検査する条件を満たすうえで、どんな書類が必要かについてのリストを出し、納税者に渡す。こう

すれば、納税者は何らかの書類を提出できないとする言い訳をしなくなる。

- 現金収入帳簿
- 支出帳簿、請求書
- 売上高記録、送り状
- 銀行取引記録
- 仕入れの送り状
- 輸出入記録
- すべての納付した税金の書類（商業税、特別税、関税など）
- 計算記録
- 資材の価格記録
- 窓口収入、支出の記録
- 給料簿
- 資本金の償却計算
- 事業活動に関する契約書
- 年度末貸借対照表
- 事業活動を反映したその他の書類

これらすべての準備作業を行い、帳簿・書類を検査し、納税者と話し合うことにより、検査官はその事業所の活動に関する全体をよく知ることができる。申告書を検査する前に自分でその事業所の事業活動を丸ごとつかみ、「その中に入り込む」必要がある。

検査官は事業所の多面的活動のイメージを描けなければならない。これには、

- 事業活動の概略
- 使用している帳簿・報告書の様式
- 前回の検査でどのような結果であったかについての情報
- どのような特徴ある品物を売買したか
- どんな税金を何パーセント納付したか
- 輸出入をしていたか
- 商業税を納付する対象であるか
- 税控除を行ったかどうか
- かつて検査で出された要請を実行したか
- 何らかの種類の税金の滞納があるか

検査業務には検査官は十分に準備するべきである。検査官が納税者の検査準備作業を終え、そこに赴く際は、自分でもって行くべき書類がきちんとそろっているかを点検する。こうして検査に行く際は、

- 税務当局の監督検査官であることを示す身分証明書
- 納税者の登録簿（納税者についての概要情報）
- ペン、鉛筆、記録簿
- 検査業務指示書
- 検査の過程で利用されるであろう税法の写し
- 検査業務で必要になる書式
- 納税者に必要となるマニュアル、印刷物
- 携帯用電卓
- 検査官が業務上使用されると判断したその他のもの。これらすべてを携帯する。

よく練られた検査分析の効果

このすべての準備はたいへん大掛かりな作業であるように見える。しかし壁にペンキを塗る前には

よく準備して形を整える必要がある。もしあなたがよく修理し形を整えずに壁にペンキを塗れば、塗装も悪くなるし、時間をかけても定着しない。検査の準備作業は、実際に壁にペンキを塗る作業よりも重要であり、最終結果により影響をもたらす。準備作業をよく行った結果、検査官は自信をもつようになり、法律に従って税務検査を行うよう準備されるようになる。

よく練られた戦略的計画なくして、大量の帳簿、記録文書のうち最短時間で正しいものを選んで検査し、検査業務を効果的に行うことはできないことを各検査官は考えなければならない。

第6章 検査業務の方法

税務監督検査に求められる作業方法をこの章では紹介する。検査官は、納税者を検査する際、納税者が雇用した経理社員や会計士のように会計帳簿を整理する仕事をするのではなく、納税者の納税の真偽を明らかにすることであることを常に考えるべきである。

検査官は、ただ事業所の会計帳簿を検査し会計士と同様に働くのみならず、帳簿に記載されていないであろう所得について真偽を確定するように務め、取り調べ官としての役割を果たすべきである。もちろんよき検査官は納税者の帳簿から何らかの疑わしい書類を発見する方法を習得しているものである。換言すれば、会計帳簿のどの部分に、何に注意すればよいのかについての定まった、使い慣れた方法（理解）を身につけている。このような能力を各検査官が習得する必要がある。

業務記録

検査過程で発見した矛盾、行った作業毎に各検査官が記録をつけなければならない。これは、自分の調査作業を記録し、経験を段階毎に報告するものであり、研究者のノートと同じである。

業務記録は、もし検査官が何らかの理由で業務を別の検査官に引き継いだり、監督検査課長が検査官の作業過程を知るうえで必要になる。このため、この記録は、法律に基づいて記載され、記録を見て作業の順序が簡単に理解できるように資料で裏付けしなければならない。この記録を、「監督検査業務の痕跡」と呼ぶことがある。業務記録の冒頭に検査前分析と収集した情報、検査項目を書き、検査の間、これを土台にする。検査記録は、検査業務のデータバンクとなる。しかし、検査の過程で必要になれば変更することができる。作業順序に番号を振り、業務記録をこの順番どおりに記入する。検査の間は、検査官は業務記録に毎日すべてのことを記載する。

会計帳簿を確認するより税の関連する問題に注意を集中する

税務検査の主要な興味は、経理社員の業務の真偽を明らかにすることではない。事業所の帳簿を検査官が見るとき、この帳簿の真偽を示す数字を常に比較すると同時に、もしこの数字が相互に一致している場合の事業活動の記録の真偽を見る。

一度検査官は事業所の帳簿が証拠による裏付けがよく取れ、十分に帳簿がつけられていると考えれば、送り状すべてを一枚一枚見て時間を浪費する必要はない。よい検査官は数字を比較して検査したり、グラフにまとめる能力がある。書類を見て帳簿が間違いであることが発覚したら、検査官は税申告書を変更し、税金の計算をする。

検査官は最も重要な問題を速く発見するため、以下の問題に特に注意する必要がある。

1. 最初の面会時の一般的情報
2. 事業の基本的概況
3. 当該事業所がどのように会計帳簿をつけているかに関する概況
4. 特別な帳簿を深く検査する

帳簿が正しいかどうかを検査する際に比較する

納税者の帳簿計算を確認するため、すべての送り状、領収書を一枚一枚見れば、大変な時間がかか

る。こうして消費する時間を短縮するため、帳簿の真偽を検査するうえで、比較して見る簡単な方法を学ぶべきである。

帳簿を検査するため作業の流れの小さい部分を選んで見てもよい。最も簡単な方法は、ただ1、2か月の領収書・帳簿（送り状、小切手、収入帳など）を比較検査する方法である。こうして帳簿が正しいことが確認されたら、今後この作業を続ける必要はない。納税者は帳簿を月毎に順番に保管しているの、どれかある月の帳簿を検討し、帳簿評価を与える。これは簡単な方法であり、状態を近似的に総括する可能性を与える。

自分の帳簿を強化する条件を納税者に与える

納税者の帳簿が根拠があるかどうかを検査官は調査する。納税者は自分の帳簿の正しさを証明する証拠を提出するべきである。検査官は納税者の経理書類を丸ごとでも、ある月に仕入れた品物の支払の書類など一部だけでも請求できる。こうして検査官が納税者の帳簿を見て統一評価する間、納税者は他の書類を収集している。

全く帳簿が悪質な、一時的に領収書を残していない納税者は、帳簿を補足しても正しい帳簿にはならない。

もし納税者が書類を順序よく保管していれば早急に書類を提出できる。帳簿をつけていない納税者に税務監督検査のため帳簿・領収書をきちんと保管することはより有意義であることについて勧告する。

納税者との最初の面会

税務検査の過程で、経理社員が直接仕事を紹介するよう合意する以外の機会に、検査官は当該事業所の長と会見する可能性を常に模索する必要がある。事業所の長との最初の会見時に事業活動の経験、収支を誰がどのように調整し、どのように帳簿をつけているか、および他の多くの新しい情報を収集する。

最初の面会の想定問答を付録に示したが、特に納税者が所得を完全に申告していない疑いが発覚した場合は、この質問を拡大してもよい（付録1-2を参照）。

納税者との最初の話し合いの際に、生活様式に関する情報を収集し、何らかの非課税の所得源があれば、それを明確にする。このような問題で回答を得ることが、実際の所得を確定するために間接的方法を行使するうえで大変役に立つのであり、納税者の生活費、集めた財産、現金支出に関する情報を収集する。間接的方法については第8章で詳細に検討する。

検査官は検査の信用性を得る

納税者は、活動を行っている場所ではなく、会計士事務所や他の場所に検査官を呼ぶことを要望できる。納税者は自己の事務所の建物が無いことからこのように要望しているに違いない。また、検査官に自分の事業を大きなものであるように見せるのを望まないかもしれない。検査官は、検査の初めに納税者の基本的活動を知り、事業活動がどのように行われているか、どのくらいの規模の仕事をどうやって遂行しているかを見るべきである。

特に検査官は、納税者の金の流れ、収入、活動種類、そこに家族が参加しているか、従業員数、事業規模、利益、資産などについて理解する必要がある。

申告された税金を経済の実態に即して検査する

納税者を現場に行き検査することにより、申告書に記入された数字が事業の経済的実態を事業主の生活様式と比較されて、正しく総括する可能性を持つことになる。税申告書に示された収入から一部の納税者・家族に支出していることから、これらの納税者の純所得が非常に少ないように見えることがある。

納税者の生活やどんな資産を購入したかについてできるだけ多くのことを知るよう検査官は努めなければならない。また事業活動の過程・規模、可能性、能力を知ることにより、売上高を明らかにすることができる。

検査官がその事業に関連するすべての情報を周辺から聴取する。経営している基本的事業以外に新規の事業を営んでいるか、資産・設備状態、新規の設備投資がないかを見る。もし条件があれば、事業活動の規模、購入財、事業主が旅行をしたかなど多くの質問に対して回答を得るため、従業員から事情聴取する。

帳簿の真偽を明らかにする

検査している事業所の帳簿を部分的に検査するか、全部を検査するかを決めることは、検査官の出すべき中心的決定である。納税者の帳簿記録を判断して、税支出を明確にする際に、すべての帳簿を利用しないか、これら帳簿は相互に違う意味付けをもって検査に利用する。

帳簿を検査して、真偽を裏付けをもって明らかにする見込みがなくなった場合、検査官は仕事を続け、他の証拠を得て検査し、次に実際の純所得を明確にするため間接的方法を行使する。申告書に記入された所得をどのように明確にしたのかを納税者から必ずたずねなければならない。これは検査官の検査根拠となるが、正しい申告書を出していない時は、検査官は所得を明確にする他の方法を採用する。

事業所の会計帳簿が不十分な程度により、検査官は事業活動について可能なすべての情報をできるだけ多く収集しなければならない。納税者の財務活動を、銀行所得通知、支払い義務、以前の申告書、仕入れ・販売財の送り状は明らかに示している。これらの書類を納税者が完全に保管していない場合は、税の状態を納税者の残した中途半端な書類に基づいて純所得を明らかにする義務はない。検査官は、純所得をより正しく明らかにするため他の間接的方法を使って、申告されていない所得を暴露し、重加算税を課す。

納税者に帳簿が不十分であることを公式に警告し、今後は税務当局は帳簿をつけ、書類を保管しているかどうかをさらに注意して対処すると通知する。

第7章 会計帳簿を税務検査に利用する

最後の段階で検査官は納税者の事業の財務活動のバランスシート、仕訳帳および会計帳簿を検査する。これは納税者に関する可能なすべての情報を分析し、その他の情報を収集し、その事業活動を説明できるような他の人と話し合い、自分で準備したのち行なう検査官の仕事である。

どのような帳簿をつけるべきか

当該納税者の事業活動の会計帳簿が完全に記録され、保管されていれば、検査官はこれを基にして当該事業所の活動を研究し結論を出すことができる。これは、帳簿のすべての数字がきっちり正しいはずであるとか、そこには何らかの隠し所得があるはずであるというのではない。反対に、検査官はこの帳簿を検査する土台として利用する。

もし事業所が自分の帳簿を不十分に記録している場合は、検査官は、納税者の所得、売上を明確にする他の方法を用いる。

ほとんど事業活動の規模、事業主は自ずから当該事業所の状態を明らかに示すものである。大部分の流通は現金で行い、すべてが事業主のみの監督下にある小規模事業所は非常に範囲の狭い帳簿をつけている。もちろん事業主は自分の売上から得る所得をよく知っている。彼は自分の収支を自分で記録しているかもしれない。しかし検査官は彼自身のための支出を明らかにできないだろうと考え、所得を隠し通そうとする意図を抱き、個人の帳簿を見せないこともあるに違いない。

大規模事業主、特に持ち株会社や多くの事業主がいる大企業は、より完全な帳簿をつける。事業

主、経営者、会計士や国際機関と税務当局がそれを要求しているからである。大企業は、非常に大規模な販売を行い大規模な仕入れをする際に、現金で決済するよりも大部分は銀行を経由して流通を行う。現金を受け取るときでも、それを監督する企業内会計システムがあり、収入をその都度銀行に預金すれば、最後に一部の信用できない社員を監視するうえでも都合がよい。したがって、事業主は几帳面につけた帳簿を必要とすると同時に、検査官はより正確に記録した帳簿を事業所の納税を検査する際に利用できる。

小規模事業所は大部分が単独の事業主の所有下にあり、家族も共に働いているに違いない。大部分の支払いが現金で決済される。事業主は自分の売上高や支出についてたいへん不十分な帳簿のつけかたをしており、それを検査官に見せないことが多い。一部の事業主は現金で仕入れ、自分の仕事・サービスの賃金を現金で受け取り、それを生活費に当てる。このような納税者は帳簿を記録していない。これらの所得・売上高を別の方法で明らかにする仕事が検査官には課せられる。

事業所の規模、全体状況が成長するに伴い、よりよい帳簿を持つようになることを我々は知っている。事業所の資金繰りをすべて示し、収支を簡単に示した一般的な帳簿を使用している場合も見受けられる。大企業では複式帳簿システム、会計帳簿の方式と機能、資産帳簿の状態を見る機会がある。

会計帳簿

財務活動を現金で行う小規模事業者が現金の流れを記録する一般的方法を採用していることは何ら疑わしいことではない。このような方法はその条件下でも正しいと言い得る。この方法を用いる際は、現金収入を売上帳に、現金支出を支出帳に記入する。

もし事業所の活動がこの帳簿に十分に反映されていれば、これを承認してもよいのであり、それは事業所の活動を表す簡易帳簿となる。

工業製品の販売やサービスを提供する少し大規模の事業所はこれに適したかなり面倒な記録・帳簿の方法を用いている。支出についてもこのような原則に従う。したがって、この方法は、事業の財務活動を十分に反映する。

資本金、在庫、設備記録を保管することの重要性

年間利益を正しく明確にする際に、その事業所の在庫帳簿をよく保管することが重要である。もし当該事業所が大規模の資本、設備、生産された製品の売れ残りが大きければ、こうした帳簿なしに損益を計算する術がない。したがって、検査官は年次在庫結果を比較し、資産の変化を計算する。この比較により、通常にない増加や低下が見られれば、さらに深く調査するべきである。

バランスシート

事業所の財務活動を当該事業所のバランスシートから検討する。バランスシートは、事業所のすべての業務・サービス、負債、損益、資産などを示す。

年末のバランスシートを前年と比較し、目立つような大きな変化を確認、検査する。

総収入（売上高）帳簿

検査官は当該事業所がどんな製品を販売し、他にどんな付帯活動を行っているか、いくらで製品を販売し、どのくらい支出し、売上高をどのように記帳しているかなどの情報について適切な知識がなければならない。

売上高帳簿には以下の種類の検査を行うことができる。

現金収入の帳簿を検査する。これは、売上高帳簿に現金収入が反映されているかを明確にするということである。収入が銀行を通して入金されたなら、銀行通帳の写しを基に検査する。もし銀行に日々の収入を入金していない場合は、その収入を記帳しているか、記帳しないでもって行ってしまったかを検査官は尋ねるべきである。

必要があると見なせば、総利益係数を明らかにする必要がある。

- 通常でない資金繰りをした場合は、銀行に入金した収入の書類を検査する。
- 全売上高を帳簿に完全に記帳しているかどうかを確認し、売上高帳簿に何らかの通常でない資金繰りが発覚した場合は、詳しく調べる。
- 業務活動記録を検査し、作業が終わる区切りを知覚できるようにする。
- 一部の経営者は、支出に組み入れて記帳は忘れないものであり、収入を申告せずその金で直接物を買っているのである。こういう行為があるかどうかを経営者に尋ねる。こういう行為があれば、総利益率が誤って出される。
- 個人的な必要で製品を消費したかを検査する。個人で使用した製品の価格を納税者は売上高に加えたり仕入れた物の合計に加えるはずがない。
- 一般の記帳方法を採用している納税者は、すべての所得を売上高に組み入れているものである。
- もし年末に何らかの調整を行ったことがわかったら、収入が正しいかどうか確認する。
- もし納税者が自分の製品を他人と交換する方法で取引している場合は、こうした業務・サービスの収支が盛り込まれているべきである。

販売された財の価格

工業生産に従事する企業は、仕入れた物品、給与、支出などの多くの経理帳簿を記帳しているのあり、これらと比較し、総利益を少なく見せる意図がないかどうか検査する。これには、

- 仕入れた物品の帳簿
- 納税者の個人支出、事業支出を隠しているかどうか。
- その業種の事業に不適切な物品、他の物を購入したかどうか。
- 総支出の何パーセントを仕入れ、設備投資の費用が占めているか、資本減耗がどのように構成されているかを明確にする。なぜならば、こうした費用はかなり巨額であるが、大部分は現金では行われぬものだからである。

総利益率を明確にする

総利益を売上高と比較する方法で利益率を算出する。売上高を 100%として、この売上高から利益を計算する。

これを一般的な例で説明する。

| | |
|------|-----|
| 総売上高 | 1億 |
| 価値 | 7千万 |
| 総利益 | 3千万 |

$$\text{総利益率} = 3\text{千万} / 1\text{億} = 0.3$$

各財務当局は、管轄する地方の条件下で、事業所の業種別の総利益率の平均を明確にした調査をしているはずである。この率を当該事業所について算出した利益率と比較してみる。この利益率は正確に算出しなくてもよい。しかし、この利益率を納税者が算出した利益率と比較して、納税者が所得隠しをしていないか、支出が多すぎないかを見るのであり、利益率を低く見せようとしていけば、正しいと見なすことはできなくなる。

他に似たような活動をしている所と比較して、当該納税者の総利益率が低くなる場合がある。こういう場合は、いくつかの重点を見る必要がある。利益を出せない、製品・在庫が損傷した、盗難にあった、品物を安く価格付けした、高値で仕入れたなど、こういう場合は、納税者が少ない収入で働いた理由を正しく説明しているか、あるいは少なくとも納税しようとして収入を低くし、虚偽の話をしているかを検査官は調べ、正しい決定を出さなければならない。

事業所の支出帳簿

根拠のある支出は多い。納税者は自分の活動の一般的な支出を列挙し、収入から引いている。納税者はこれらの支出がその活動の確証のできる支出であることを保証し、領収書を見せて、年末の貸借対照表に組み込まれていることを証明する。

事業支出に個人支出が隠されていないかを検査官は検査しなければならない。

事業支出によく似た個人支出を混ぜて計算していたら、これを区別するのはたいへん困難なので、個人支出に何が含まれているか慎重に検討する。家族が消費した食料、保険料、納税、交通費、旅費、娯楽費の支出があるかを注意深く見る必要がある。

活動に関連する複数の事業所

活動に関連する複数の事業所が相互に行った各取引を検査官は注意して見る。複数の事業所の事業主が家族の一員であれば、お互いに関連していると見ることができる。こうした複数の事業所の間で仲介取引が行われている。彼らは事業活動をお互いに仲介させることで、より税金逃れをするひとつの方法としてこの優れた点を利用して、送金している。

このような巨額の取引に検査官は注意を向けるべきである。特に外国に子会社を置いている大企業はこうした行為をよくやる。

帳簿を記帳していない納税者を検査官はどのように検査するか

このような場合は税務監督に間接的方法を用いる。この方法は、納税者が自分の収入、支出を確認できる会計帳簿を見せることができない場合に用いるものであり、検査官は彼らにいかなる軽減措置も取る必要はない。検査官は税務検査の間接的方法を用いて検査する際は、納税者から書類を請求し提出させる。こうすれば若干の項目を明らかにするうえで必要な書類も入手できる。納税者は帳簿をきちんと記帳していなくても、事業の書類はきちんと保管しているかもしれない。このように納税者の利用料金記録、例えば水道料金、視聴料記録、修理代、保険料および事業活動を示す支払い、銀行通帳、利用者、顧客に関する情報などを見る。

第8章 税務検査の間接的方法

検査官の業務の驚くべき部分について我々はいま入ろうとしている。ここでは、納税者が実際の純利益、売上高について正しい実質的な帳簿がない場合に検査官は何をなすべきかについて述べる。納税者が一部の計算記録を見せたとしても、これらは確証がないかもしれない。この方法を用いるのはたいへん困難であるが、検査官が自分の仕事の豊かな経験、教育、最も高度な能力を発揮して働くことにより、目的を達成することができる。こうして、検査官は自分の会計帳簿の作業能力の範囲を拡大し、検査官、捜査官として賢く働かなければならない。

検査官は初期段階では事業活動の帳簿に主に注意を向ける。検査を始めてすぐに、帳簿を保管していないという理由で税務検査の間接的方法を用いようとする必要はない。なぜならば、間接的方法は領収書に基づいて行われるため、この方法で事業所、市民の収入を計算するには長い期間を費やすからである。

納税者との最初の面談

監督検査業務を開始する前に、検査官は納税者と会って話し合うことに常に努めるべきことを前に述べた。検査過程で入手し確定すべき数字は非常に多いのであり、もしこれらが不明確であれば、事業活動収入を明確にするうえで間接的方法を用いる。納税者と最初に面談するとき、必要な領収書、帳簿、数字を請求する前に、正しい情報を入手することを重視する。

納税者は、検査官が間接的方法で税を確定する際に用いる数字を、最初はよく自己防衛をせずに話

すものである。

納税者から、彼の生活様式、一年間で購入したその他の物について尋ねるべきである。また、そのうち非課税の収入があるかどうか、現金を預金しているかを明確にさせて尋ねる。これらの質問は尋ねているときは特に意味がないように見えるが、後で税金を確定する間接的方法を用いるときに貴重な情報となる（付録 No. 1、2 を参照）。

大部分の納税者は現金を多額に預金しておらず、納税者はこれについて言いたがらない。現金預金があるかに関する情報は、税最終申告書の中の純利益が正しくなく、申告漏れ収入のうち現金が残っていれば、それを明らかにするうえで、以前述べた供述が必要になる。

間接的方法の基本的な意味は、納税者が活動の帳簿を記帳・保管していない場合、検査官は純売上高を明確にするには他の方法を必ず用いることにある。この問題を解決するには様々な方法があると同時に、その場合どんな方法を用いるかを検査官は選択するのであり、実際の状態を指針とする。

我が国でもっと多く用いられてよいいくつかの方法を説明する。

生活費を明確にすることで純所得を明らかににする。

この方法を大部分の収入源と支出額を比較して合計することをT字型記録法と呼んでいる。我が国の条件下では生活費はかなり意味のある数字になるので、この方法を使用できる。この方法全体において、納税者の全収入を、彼の生活のため消費した支出と比較して、彼が収入よりも消費していることを示すものである。この方法により計算するとき、T字型の記録簿の左側に申告書の年間の全収入を、右側にすべての支出あるいは消費をそれぞれ列挙する。こうしてこの記録はT字型になる。

| 収入源 | 支出 |
|-----|----|
| | |

検査官は、年間を通じての納税者とその家族が支出したであろうお金の計算をする。これを右側に支出名目を書く。また検査官はその他の支出、財産購入状況、通常でない支出、例えば旅費などや預金したかどうかを調査し、追加計算をするべきである。

納税者が自分の生活の財源であるお金をどこから調達しているかを尋ね、収入源の側に記入する。ここで納税者との最初の面談で得た回答が必要になる。もし納税者が検査官に、かつて非課税所得および現金預金はないと供述していたら、これは支出した多額の金をどこから入手したのか確認できなくなる。それでも収入を得る唯一の源泉は彼の事業である。

納税者の純粋な富を明確にする方法を用いてもよい

納税者の年頭の財産の額が増えている場合は、税務当局はこのような増加した財産を購入するときに事業活動収入から拠出したと見てもよいが、納税者は他の財源から拠出してこの資産を購入したという証明書を出すこともできる。

この方法は大部分の財務活動（不動産購入、債券発行、証券取引、銀行口座など）の関係をコンピューターで検査できる国では利用できる。コンピューターで合計を出す条件がない国ではこの方法を用いるのは容易ではない。

T字型記録の支出欄に生活費があったとしても、資産購入費があったとしても、そのすべてを支出として計算し、トックリクで表す。

T字型記録の収入源の側に納税者の多くあるであろうすべての収入を列挙する。例えば、一部の支出を銀行預金を引き出して消費したなら、これは収入の確証ある源泉となる。

この計算を終了すれば、納税者が自分の収入を支出と比較して申告したかどうかははっきりする。もし事業活動の収入が支出より少なく申告されていれば、他に何らかの収入源があったかを見る。この額により収入を追加計算する（付録 No. 5、6 を参照）。

支払い委任を検査に利用する

もし納税者が自分の財務活動を銀行を経由して行っているならば、すべての支払い委任をその間に通常

に加えて年間売上高を申告と突き合わせて見る。もし申告された売上高よりも支払い委任の全体規模がより多い場合、剰余金がどこから得たかを説明できなくなれば、当然この金は事業活動収入になる。

納税者が全部あるいは大部分の収入を銀行に振り込んでいる場合は、この方法を利用すれば効果がある。もし納税者が自分の必要か仕入れの支払いのために銀行に振り込んだとしたら、この収入は申告書に記入された収入より少ないのは当然である。

特別な数字を見つける

時々、申告書に何らかの特別な書類を発見したり、何らかの領収書を見つけて調査する過程で帳簿書類上の収入額を間接的に増やせる可能性が出てくる。例えば、納税者の年間通じて多額の現金購入をしていたにもかかわらず、この金の源泉を説明できないかもしれない。納税者はかつての活動収入のうち現金を取っておいて、その金で購入したこともありうる。

納税者の消費した多額の支出の財源について必ず尋ねるべきであり、もし回答できなければ検査官はこの金をその年あるいは過去数年間の活動収入と見なすべきである。このような追加収入が課税収入になる。

個人支出には、外国旅行、資産購入あるいは、教育、医療に費やした金が入る。通常の事業活動収入以外に多額の収入を発見したら、特別な数字として検討する。

事業所の経済指標

検査官は様々な業種の売上高、価格上昇、利益などの経済指標を見る方法を知っている。もちろん事業毎に経済的条件、所有者の能力、事業規模、場所などの理由で特徴がある。しかしよき検査官は、これらの経済的環境を知り事業の位置付けを総括し、そこからどんな違反が発覚する可能性があるかを発見する。

税申告書の数字を利用し、総利益増加率と純利益率を算出するやり方で事業の経済状態に評価を下す。

もし検査官が総利益率を 30%として計算したが、納税者は 15%であったと算出したら、検査官はこの数字を疑わしいと見なす。これは申告書の中の収入が不十分だからであり、特に現金売上収入を隠し、納税者が申告書に記入したため課税が不足したと考える。

総利益率は正しい場合でも純利益が非常に少ないのは、過度に支出を多く見積もっていることを示している。この場合、検査官は支出を、特に当該業種の活動に不適切な支出がないかを非常に注意深く見る。

当該業種の活動と比較して収入が虚偽であることが明白であれば、価格が正しい収入から分けて検討することが大切である。これは経済指標を利用するということである。いくつかの一般的な例を用いればこれは理解できる。

経済指標を用いて税金を計算する方法をモデル法という。

1. クリーニング屋は洗濯をするとき水を使う。洗濯ごとに具体的な量の水を消費する。水道メーターが水利用総量を示すため、これから洗濯の量を算出できる。これにより収入も計算できる。

2. タクシーの運転手は自分が走行した距離を盛り込んだ非常によい記録を残している。年頭のスピードメーターの表示を年末と比較すると、タクシーが1年間に走行した距離が出る。ほとんどのタクシーの運転手は乗客から距離運賃を取っている。検査官はこれを利用してタクシー運転手の1年間の収入を算出できる。

3. 小さなパン工場は小麦粉全部を製粉工場との契約により調達する。全小麦粉購入費用が明確であれば、検査官はこの小麦粉の量でいくつパン作れるか計算する。パンの個数とパン1個の価格を乗じればパン工場の収入が計算できる。

4. 小さな靴工場が帳簿をつけていなくても従業員数を申告書に正しく記入したならば検査官は従

業員の総労働時間を計算できる。そして1組の靴を作るのに平均何時間かかるかを計算する。これにより1年間生産された靴の売上高を計算できる。また、仕入れた皮革の総量を計算すれば、いくつの靴を生産したか計算できる。

若干の一般的事例を述べた。これらを利用するときは、検査官は自分の仕事の経験を頼りにする。このような方法を他の検査官と経験を共有する。

第9章 重加算税の計算

モンゴル国税法総則第13条に、税法に違反した場合に罰金を課し責任を負わせることに関して明白に示されている。これには、

1. 課税収入を隠したり、その額を意図的に過少申告した場合は、申告不足の収入に等しい額の罰金を課す。

2. 収入以外の課税項目を隠したり、その額を意図的に過少申告した場合は、追徴課税し、追徴課税に等しい額の重加算税を課す。

3. 課税項目の数量を不注意により過少申告した場合は、追徴課税し、滞納日1日につき追徴課税額の1%の利子を課す。利子額は納税額の50%を越えてはならない。

これらである。

検査官が監督検査業務を実施した後、納税全体を検討し、納税しない何らかの違反を証拠をもって暴露する。この場合検査官は処罰と罰金を課すときは法律の範囲で働く。

検査された納税者の違反はさまざまである。納税者が申告書を提出しなかったり全く納税しなかった場合は罰金を課すことについての決定を出すことは容易ではない。検査過程では、一部の納税者は自分の帳簿で証明でき、売上高を計算して承認されてから申告を出すことができる。このような申告書は考慮したとしても検査して見た結果により決定を出すべきである。

税法総則第13条の第1項で示した責任はかなり厳しいので、この条項を適用するときは公正に対応することに注意する。税務当局はこのような条項はかなり限定された特別な場合に適用される。意図的に脱税した少数の納税者に厳しい処罰を課せねばならない。このような事件を大衆にマスコミを通じ広く知らせ、脱税の結末の見せしめとする。

新規の事業を開始した小規模事業所であれば、重加算税の利子を課すことにより負担できないほどの重圧をもたらす。検査官の課した追徴課税も最高額になるに違いない。従って、これは大きな打撃になる。しかし重加算税を課す根拠が固まった時に、検査官は納税者に対して、納税をしないという誤った行為により重加算税を課されることになったことを説明する。

検査官は納税者の野蛮な誤りを許し、重加算税を軽減する権利はない。検査官は法律をきっちりと理解し、法律違反の余地を納税者には与えず、重加算税の決定を出す。重加算税を課すことは脱税行為への回答である。多額の重加算税を課せられた納税者は教訓を得る。また、納税者は自分の誤りとそれに対して課された税について友人や他の経営者に話したり、税務当局が重加算税を課せられた事例としてこれについてよく知らせる。

こうして、多くの経営者は納税しなければどんな損害を被るかを知るようになり、警告を受ける。

検査官は納税者に関連するすべての記録を注意深く検討すべきである。納税者が、自分の帳簿を法律に従って記帳できず、税法に従うつもりがあったとしても、情報不足のため、自分の知識が不十分なため誤りを犯した場合もありうる。これは教育水準が低く、法律をよく理解していない小規模の納税者が陥りかねないものであり、何らかの助言をする専門家、職業会計士を雇用できないのかもしれない。

納税者は一部の帳簿をつけて他のものは特に必要ないと思っていたり、記帳できないので放置していたのかもしれない。検査官はすべての状態を実質的に検査して正しい結論を出し、重加算税をどうやって課すかを法にしたがって決める。

検査官は検査する際は非常に厳格であることを学ばなければならない。しかし根拠のある誤りは許し理解する必要がある。すべての検査官は一律に重加算税を課すことはどうしても重要である。重加算税を課す基準を設けるときは、部課長、主席検査官の役割がたいへん重要である。彼らはそれぞれの検査官の調書を比較して見て、重加算税をどのような場合にどうやって課すかについて統一モデルを作成する。同一の条項に従って重加算税を課す条件で、複数の検査官が違う結論を出しているかを長および幹部は調査し、この条項を基準化して指示を出し、検査官に流布して働くべきである。

第10章 検査を終え調書を作成する

検査官は納税者の税金の真偽を明確にする目的を達成したと判断したら、法律に基づき、追徴課税、重加算税の額を計算し、調書を作成する。

検査業務が終了したことが検査官はいつわかるのか。

税務監督検査業務はひとつの処方箋で行われる仕事ではないことを検査官は常に考えるべきである。記録のすべての領収書、すべての帳簿をひとつひとつ検査する義務はない。検査官は、いつ最も根拠のある帳簿を検査するか、検査してもいかなる結果ももたらさないとして、これ以上追加検査するのをやめるかを知っていなければならない。

検査官は、検査業務をより注意を引いた数字、より注意すべき帳簿から始める。このように検査の過程・結果から関連して、検査をどこまで続けて、いつ終わるかをよく知っている。検査過程で、その帳簿からお互いに不適切な数字を発見したら、再び誤りを探し検査をさらに続ける。

もし納税者が、疑問を生じた帳簿を正しいと保証したら、それを続けて検査しても無駄になるであろう。すべての場合において、疑いが生じた数字の理由がわかったときに検査をやめなければならない。

ある検査官が、かなり巨額の明らかに疑わしい帳簿を発見し検査したら、検査を効果的に終わらせるかどうかにかかわらず、さらに注意深く検査し、検査を終わらせる。これは検査官が何らかの誤りを発見するまで必ず証拠すべてを調べるという意味ではない。もしバランスシートが正しく出されていれば、検査官はこれを承認し、より結果が出せる他の仕事に移る。

このような決定が常に正しいとは限らない。検査官が帳簿から何らかの誤りを発見できなかったとしても、納税者の税申告書がその経済的実態と合わず、疑いが生じることがある。この場合、検査官はこの納税者を続けて検査するのであり、たぶん他の方法で他の目標をおいて検査し、自分の結論で証明できるだろう。検査官は時間利用に十分注意すべきである。これは監督検査プログラムで作業成果を時間当たり検査収入額で計るという意味である。非常に多くの時間を費やしたにもかかわらず税収入があがらない検査を効率の悪い検査という。もしこの納税者を具体的に選んだなら違反は発見できる。しかし検査官は作業効率をただ税金の追加収入だけで計ろうとしてはならない。

検査官は税金を多くなく少なくもなく正確に算出すべきである。正確な税金とは法律に従って定められた税金である。検査官は隠された収入の端数の金額すべてを計算しようとする必要はない。しかし税申告書上、証拠で裏付けられる誤りをひとつひとつ見つけるよう努める。税務監督検査の目標は、自発的納税を奨励することであると検査官は思い出さなければならない。

よい検査とは、申告書を正しくさせ、今後その納税者が申告書を正しく出すのを助け、脱税を予防することである。あまりに長引く検査やあまりにあら捜しをする検査は、納税に努めている納税者にかなりの不満を抱かせ、馬鹿にされたように思うであろう。

納税者と合意に達する

一度検査業務を終了したら検査官は自分の検査業務に基づいて報告書・調書を作成する。この調書の一部を納税者に渡し、一部を税務当局に保管する。検査官は重加算税を課した場合、その根拠を示し納税者に説明する。

納税者はその誤りを理解し、今後このような誤りを犯さないことが要求される。もし納税者が帳簿・書類を保管していなければ、検査官は法律の条項を説明し、今後きちんと帳簿を記帳し保管することについて支援する。帳簿を記帳することについての警告書を納税者に手渡し、納税者個人事件として記録する。納税者から近い間に送られる申告書を注意して見る必要があるのであり、検査官は納税者の今後の状態を監督する。

納税者は検査官が課した追徴課税を承認し調書に署名するよう要求する。一方で納税者が調書を承認しない場合も出てくる。

もし納税者が承認しないことを表明しても、それは納税者の権利である。これは納税者がすべてを完全に理解していないために出てくる。もしそうであれば、検査官は調書を再度説明するように努める。もし納税者が、自分の責任は理解しているにもかかわらず検査官が間違った調書を作成していると思っているとしたら、納税者の言い分を注意深く聴取し、何らかの根拠があるかどうかを調査する。

後に上司に報告する過程で誤りを犯したことが発覚した場合は、自分が誤りを犯したのであればその場で認めなければならない。もし納税者が自分を正当化し、税務当局の幹部や上級機関に向かったら、検査結果を弁明し、調査官に調書について正しい情報を提供する。納税者が検査調書を受け入れない場合は、次の段階で納税者の行使する権利を検査官は明確に説明する。これに関して納税者用に資料を準備し、納税者に渡せばより効果的になるであろう。

納税者が調書を承認した場合追徴課税を徴収する

検査業務を終了し、追徴課税を課し、納税者がこれを承認した場合、調書による追徴課税、利子、重加算税を早急に徴集すべきである。検査官が追徴課税を徴収していたのを改め、税金徴集官がこれに努める。検査された納税者は、承認した検査調書を税金徴集課および記録情報課に提出する。この調書に従って、当該事業所を担当する徴集官は調書に指示された期限内に徴集し終える。しかし担当者が承認していない調書を解決させる任務を検査官は負う。納税者から税金を徴集する方法・活動は、我が国ではそれほど成果があがっていないことに注意する必要がある。

納税者との関係、よい関係を保つ

検査官は、検査の過程では高度な専門的方法に通じており、納税者を支援する立場を踏まえる。

追徴課税についての調書を納税者に承認させて検査業務を終了させるときにこの立場から対処することは大変難しい。いくら追徴課税が課せられるか通知される前に、納税者は検査官に対して友好的にお互いに理解した様子で接して来る。

後に彼らは非友好的になる。納税者から敵意ある態度で接して来た場合でも、検査官自身は温かい関係を保つ立場に立つ。

検査官は、税金を正しく算出し、納税者の問題を正しく解決した場合は、自信をもたなければならない。いかなる検査をする場合でも、几帳面であることは重要な意義を持つ。

納税者は検査官が決めた追徴課税について検査官と話し合おうとするかもしれないことを検査官は注意しなければならないのであり、彼らに軽減措置を取る権利は検査官にはない。検査官は職業的関係を保ち、納税者にはっきりと説明する。検査官は納税者の意見を注意して聞いても、最終的には国家の利益を守る立場に立つ。

首都・県・地区税務部の監督検査課長は、検査官の調書類の報告をその都度受け、「検査済み」と署名し、この調書が公式文書になる。

検査資料に含まれる項目

1. 検査指示書
2. 検査パンフレット

3. 検査調書、その付帯計算、納税者の提出した明細
4. 各税金の課税・納税計算を検査した計算
5. 納税者の資産—その源泉の帳簿、検査した最初の年の残高、最近数年間の残高
6. 納税者との面談記録
7. 検査官の日誌
8. 税務検査業務の準備記録
9. 納税者に渡した検査官の要請、「警告書」
10. 税務監督検査業務の終了記録

検査調書の実施に対する監督

検査した検査官は、検査終了後、検査調書資料を課長に報告し、コンピューター処理し税金徴集課に提出する。

確定した調書で出された要請の実施に対して、検査した検査官は常に監視し実施させ、これらの過程を幹部に報告し、関連措置を取る。

税務検査で当該事業所・機関を担当した検査官や以前検査した検査官の誤りが発覚したら、それを検査報告書に明確に記録して幹部に報告し、その検査官が勤務する税務当局に公式に通知し、欠陥の是正を補助する。

第11章 検査官を対象とした研修

新入検査官に研修を行う

税務当局が税務監督検査業務に新入職員を採用し仕事をさせるとき、追加的な研修なしにより検査官になるのは難しい。大卒の職業的会計士を採用したとしても、税法の十分な知識に欠け、税務監督検査業務を行ういかなる経験がないであろう。

したがって、新入職員を対象に研修を行うことは重要である。新入公務員が仕事を始めるとき、「新入検査官対象の」研修をできるだけ早期に行えば、その分効果的である。研修を行った結果仕事を早く覚え、自然に経験ある検査官、よき中級幹部になる。税務当局に長年勤務し、経験豊富で仕事の能力のあるOBをパートタイムで講師をさせ、彼らにアドバイスしてもらう形を利用できる。県・地区の税務部の検査官のうち一人を選び教育し、その人に研修の講師をさせなければならない。

税務部長はこのような研修を行う実践をあまり評価していないのは、彼らが業務計画の実行により努力していることと関連する。しかしこのような研修は税務当局に見返り効果があることを認めるべきである。すべての検査官を検査業務に拘束し、彼らに研修させる時間を与えないならば、それは近視眼的な味方である。一年間に行われる研修に検査官を具体的な期間で検査業務から遠ざけて参加させる。

新入検査官を集めて講堂で若干の講義をしたのち実習をさせる。講義時間と実習を続ける期間は、新入検査官が実際の仕事ができるような十分な知識を与えるものでなければならない。

初期段階の研修では法律に関連するすべての方法を盛り込む必要がある。新入職員に若干の小規模納税者を検査させる方法で、仕事を始めるうえで十分な知識と理解を与えるよう方向づけなければならない。

経験ある検査官は研修生がどのくらい学習したか試験し、検査をさせたり研修の間行った試験、検査の評価により研修生に評価を与えることができなければならない。

経験ある検査官を対象にした再研修

経験を積んだ検査官に追加研修を行い、一般的方法・活動をかなり深めた講義をするのは重要である。新入職員にはすべての事項について同時には教えていないので、彼らには一定期間を経て経験を

積んだ検査官になったとき追加研修が必要とされる。

かつて行った検査についての情報を収集することで、再研修にどんなテーマを教えるべきかについてのよい情報収集源になる。また検査班長は、検査官の行った検査について検査官と話し合い、検査している過程に行き会った方法で、彼らにどんな知識が欠けているかを見定める。検査班長は、どんな問題で研修を行う必要があるか、初期段階の再研修にどんな授業を加えるのがより適切かについて自分の意見を述べるべきである。

新しい法律・規則が出された場合の研修

国税庁は新法が出されたのに関連して規則を作成するときに、この新法に関して全検査官にセミナーを実施し助言を与えることはたいへん意義がある。新しい法律・規則を納税者が入手し知っていないながら税務当局の検査官が知らなかったとしたら、国税庁としては恥ずべきことである。特に新しい法律・規則が納税者の大部分に関係があるならば、検査官が新法をよく理解していないため誤りを犯したり、古いやり方を続けるなどのような反対の結果を招く。したがって検査官に最初によく知らせることはたいへん重要である。このようなセミナーの継続期間は、そこで渡される研修資料の量による。

研修には非常に多様なテーマが含まれることが求められる。

検査官を対象に実施されている研修には多様なテーマが含まれる。これには、

- 税法
- 検査方法・技術
- 税務者が従うべき決定・指示
- 税務当局で用いられる内部規則・規律
- 多様な納税者を相手にどのように働くかについて
- 納税者を尊重し接する
- よい業務記録をつける
- 調書の作成
- 重要と見なしたその他のテーマ

第12章 監督業務を指導し組織する上司の任務

監督検査プログラムを成功裏に達成するうえで、検査業務を指導し組織する者の仕事は主要な鍵となる。検査部・課長は多様な課題に直面しており、多数の検査官の仕事は彼らの支援、指示にかかっている。この章では我々は首都・県・地区の税務部の監督検査課、班長、主席検査官の（以下、検査課長とする）任務を紹介する。この任務はたいへん多様であり、指導者とコミュニケーションのよい方法が必要なことを理解することになる。

検査官を彼らの達する最高水準まで向上させる

監督検査課長の最も重要な仕事のひとつは、自分の部課が常に方法・知識・能力を向上させ、仕事をさらに掌握していることを信頼して感じることである。もし上司がこれに関して成功すれば、他の多くの仕事は自然に成就する。

検査課長は、ある人が他の現場を応援しているとき、誰か来るように要請があれば、代わりに働ける部隊の検査官を自分の指揮でチームに編入するよう努めるべきである。上司は皆の模範になるようであればならない。検査官が多くのことを学び、さらに質のよい仕事をするうえで模範となり敬服させるべきである。検査官が道徳と自立を習得し、税務当局で昇進する際は、支援することも上司の仕事のひとつである。

上司は検査官に関して、彼らの友人、教育者、研修官および批判者の役割を果たす。このような役

割を果たすのは簡単ではない。それでも検査官をすべての税務当局と結び付ける「留め針」となる。その手の中で、検査官ひとりひとりの仕事の成功、また失敗が進めば、税務監督検査業務プログラムの運命は共に回転しあうことになる。

研修官の仕事

検査官は、上司が税法に関して新しい知識を与え、良質の検査をどのように行うかについていつも指示してくれると待っている。いちど新入検査官となり初期段階研修の対象になると、現場で学び経験を心得る点では上司から学ぶ。

大部分の上司は、部下の検査官に仕事を教えることを簡単に行う。もし検査官が急速によく学べば、具体的な期間の後に良質な検査を行うのであり、検査業務総計画を達成するうえで独自の貢献をすることで、上司に見返りをもたらす。

研修成績が悪かった検査官に部長はより注意せねばならず、大変な時間を費やすことになるので、彼を確実に教育する目標を達成するため、より多くの仕事をしなければならない。

検査課長は新入検査官が業務に就くときは、助言を与え、同行して教育する任務を負う。その検査官と共に納税者の所に行き検査し、検査業務をどのように行うかについての初歩的知識を与える。こうして、この検査官にどんな知識・教育が必要になるかを知り、そこに注意を向ける。また、検査官が検査している最中に上司が行き、その仕事ぶりを点検する。教室で講義を受けているときには、こうした不意の検査を受ける機会はない。

課長の任務

検査課長は、良質な検査を行い、計画した目標を達成する任務を負う。そのため、課長は検査プログラムを指導するうえで等しく注意を払うのであり、この目標を、自分の指導下にある検査官グループを正しく組織して達成する。こうして業務計画の達成に努めると同時に、検査官をさらに良くするよう目指す。時にはこの二つの目標は、一方がもう一方の中に埋もれてしまい、さらにこれらの目的のどれを達成させるか決定を出すという問題に検査課長は直面する。

課長は多くの共通の問題を統合して要請を出すので、検査官がその決定を受け入れなかったり、十分に理解しないことはよくある。これは、その検査官の可能性を用心深く調べ、仕事を段階的に実行させる必要がある事を示している。

課長は自分の意見を検査官に共有させ、検査官が検査プログラムをよりよく実施し、税務当局の業務を改善させる点で出されている意見を聞かなければならない。

検査課長は税務監督検査業務計画の実施過程を監督しなければならない。これは、検査官の条件、検査期間などを注意深く監督するという意味である。監督検査部課長、各検査官に検査するよう割り振った納税者の数・種類を監督すべきである。部課長が検査官と作業の目的・関連について質問し話し合って理解し合ううえで、この情報が必要になる。

検査課長は納税者に担当させる前にざっと見る。何らかの特別な税申告書を見て、それを検査する能力が欠けていたり、あまりに負担の大きい仕事量が必要とされると見なした場合は、その申告書を検査官に割り振る前に上級税務当局に送る。

検査部課長は良質の効果的な仕事を行うため、検査官をよき中級幹部、よき専門家にすることが求められる。監督検査業務と直接関係ないとしても、中級幹部の他の資質に注意する。これには、仕事の積極性、仕事への熱意、道徳および個人的資質につながるその他の兆候が含まれる。

課長は実施された検査業務結果をまとめる

検査課のひとつの主要な仕事は、実施された検査業務の結果をまとめることである。これは課長の仕事の一部である。検査業務を総括することにより、業務の質と効果がはっきり見ることができただけでなく、検査官が仕事をどんな水準で行っているか、今後の業務において彼らにどんな助言・指示

が必要であるかを見るうえで意義がある。

検査課長は、検査官が検査時に犯した誤りに注意深く対応すべきである。大部分の課長は、検査業務を行う検査官の条件、業務計画を乱すことを望まない。上司は検査官を励まし、さらに困難な仕事を信頼して任せるべきであるので、常に援助するはずである。この関係は、常にお互いを助け、検査官の仕事に関して、できるだけ多くのことを検査官に伝達する可能性を与える。このようなやり方で、検査官は自分の誤りから学び、再び繰り返さなくなる。

検査課長は検査官による行われた検査業務を紹介し、検査官がよく働くのを助ける。課長は検査業務の結果を総括し、実施した業務の書類を書庫に保管する。検査業務を実施してからその都度書類に記録し、結果を早急に計算する。

検査課長は各検査官に評価を与える

検査官を管理指導している課長は、明確な指標により、四半期・年間で評価を与える。

検査課長は検査官の仕事を評価し、その仕事の善し悪しについての評価を、口頭で伝達するか、警告文を書いて渡す。

検査官を評価する際は、次の指標を考慮する。

- －税法の知識
- －検査業務を法律の範囲内で実施したか
- －納税者との関係
- －業務記録の質
- －時間の活用
- －説得力
- －成果

これは国家規模で検査官に標準化された評価を与えているという意味である。このような方法で、ウランパートル市の検査官の業務評価と全く同じ原則をエルデネットでも踏まえるべきである。もちろんこれは監督検査部長が職員を評価する際も同じ基準に従うことは意義がある。

検査課長は検査官ひとりひとりを税務当局に結び付ける「留め針」である

これは検査官は、課長を経由して税務当局と関係しているという意味である。課長は、税務当局から検査官に至るルートになる。課長は、より経験豊富な職員なので、検査官の模範になり、官僚主義には陥らずに助言者になる。

課長は、何らかの重要な問題が発生したときは、全検査官との会議を組織する。そこでは業務原則の問題を議論し、人事異動を知らせ、全検査官が知りたいと思っている一般的な問題を議論することもできる。

監督検査部長は、自分の部の検査官を、特に新入職員の初期段階では、誰かが援助を求めていたら、助言を与え支援する。監督検査部長は、検査官のより快適な作業条件を満たし、特にただ新入職員を助けるだけでなく、検査官全体の仕事上の成長を支援するよき同志となる重要な役割を担う。

検査課長は、自分のグループの検査官の「大きな兄」のように最良の助言を与える。このような方法で、課長は自分が管理している検査官の信頼と尊敬を受ける。

第13章 幹部の情報システム

実施中の検査の過程と終了した検査の結果を監視する情報システムはどうしても必要である。監督検査に関係する各種のデータを集めて情報システムを構成する。

コンピューターはデータを保存するには便利である。しかしデータすべてをコンピューターに保存すると資金が必要になり、経費が増えるので、最も意味がありどうしても必要なデータを選ぶ。また

検査官をうんざりさせるコンピューターのオペレーターにとって、あまりにも負担になるような重労働を要求する、過度に膨大な量のデータはあってはならない。

県・首都・地区の税務当局の検査は、どんなデータをコンピューターに入力し処理するかを自分たちで決め、内部で利用する以外に、この小冊子の「第 14 章」に示した、書式 No. 1-4 までのデータを公式に処理するべきである。

税務監督署、県・首都・地区は、税務監督検査公報を情報処理課に作成させる。情報処理部・課は、監督検査業務報告書を定められた期間内に提出し、監督検査部・課に渡している。

幹部の情報利用

税務監督検査データは、検査計画の達成に対して監督し組織する、税法の実施状態を総括し、今後措置を取り問題を処理する、政策・方向を出す税務監督検査プログラム・計画を改善する、検査官の担当業務の知識・能力を向上させ研修・広報を実施する、納税者と働くうえで重要な役割を果たす。特に終了した検査結果に関して、幹部は若干の項目に特別に関心をもち知っている必要がある。これには、

- 検査を開始・終了した年、月、日
- 追徴課税・重加算税・利子の額
- 納税者が承認したかどうか
- 検査の実施に費やした総期間、人・日
- 検査した検査官の氏名、等級
- 主に検査した項目

このすべてを利用して出された総計は、監督検査業務の結果（成果と欠陥）を明らかに示す。

データ結果分析の若干の方法

- 検査の結果得た追加収入（追徴課税・利子・重加算税）。その検査を実施した際に費やした合計の人・日あるいは人・時間を比較し検査の効果・成果を明らかにする。
- 検査業務に費やされた合計の人・日あるいは人・時間を検査数で比較し、多様な納税者を検査した際に、平均で費やした期間を明らかにする。この指標を税務当局において、納税者の種類・区分それぞれについて計算する。
- 各検査を、そこから得られた追加収入と比較し、成果（多いか少ないか）を総括する。
- 同一か類似する事業所の検査結果をお互いに比較し、総括する。

税務当局・部・検査官ごとに結果を計算する。

検査結果を、税務当局・部・検査官ごとに調査し統括する必要性の見地から計算する。コンピューターにあるデータは、税務当局の合計により、検査官ごとの仕事を詳細に表・グラフで示せるようにプログラム化されていなければならない。こうしたデータは、どんな税務当局、どの検査官の業務に対して、より注意を払い、研修を行う必要があるかを明らかにする。

データをコンピューターに入力する際にはコードを利用する

コンピューターのデータベースに入力している指標には、(数字・規模・合計額・期間・年・月・日など) コードを用いる。コードはアルファベットの文字か数字のコードがよい。例えば、地方税務当局の名称を入力する代わりに、数字のコードをコンピューターに入力してもよい。バヤンゴル地区の税務当局が 1 であれば、バヤンゴル地区と関連するデータは 1 番の税務当局の総計が示すことになる。その問題をその都度検討できる。

第14章 税務監督検査業務に利用される書式、その補足

モンゴル国統計集（書式 No.1）

県・首都・地区・村の税務当局に当該年の最終結果を補足する。

納税者区分は当該年の監督検査業務計画に反映された区分である。

- 1億トゥグリク以上の売上高
- 5,000万～1億トゥグリクの売上高
- 5,000万トゥグリクまでの売上高、など。

税務監督検査業務報告書（書式 No.2）

税務検査結果の結果を、この書式に報告書担当の検査官が、検査ひとつひとつを収集し、半年の結果を統計する。この書式により、首都・県の税務部・村・地区は税務検査報告書を半年毎に提出させ、機関としての結果をまとめ、毎年7月20日、翌年1月20日までに国税庁監督検査部に簡単な説明と一緒に送付する。この報告書の税務監督署は提出し、上述の期限までに、同部に送付する。違反の合計という欄には、課税していないこの書式に示した理由により残った課税収入・税金滞納の合計を記入する。

税務検査計画の通知（書式 No.3）

この通知を、待たれている達成により、県・首都・地区の税務当局および税務監督署はそれぞれ提出し、毎年12月1日までに国税庁監督検査部に送付する。事業所の区分は、当該年の検査業務計画に反映された区分であり、国家規模で同一のものである。これに基づいて、翌年の監督検査計画をこの書式で作成し、共に送付する。

解説：指標を未来、過去として適合させて用いる。

監督検査業務計画の実施報告（書式 No.4）

県・首都・地区の税務当局および税務監督署は、各納税者区分について総計し、統一報告をこの書式に従って、翌年1月10日までに国税庁監督検査部に送付する。各地区は、報告3・4を監督検査部に直接送付し、一部を首都税務署に上述の期限までに送付する。首都税務署の監督検査課は、この2つの報告について、ただ自分の機関の合計によって、監督検査部に送付する。

付録1から14までの書式を検査の過程で用いるのであり、それぞれの検査条件に合わせて利用する。

税務統計集

人口

経営者総数

納税する事業所・機関の総数

1億トウグリク以上の売上高の事業所

5,000万～1億トウグリク以上の売上高の事業所

5,000万トウグリクまでの売上高の事業所

公務員総数

地方税務当局

公務員数

1. 税務検査官数

2. 税務職員総数

税収総額

所得税

事業所所得税

商業税

特別税

税務監督検査部・課

追徴課税収入

課税利子・追徴課税

税務当局名

監督検査報告書
(半年・一年毎に)

(千トウグリク)

| 指標 1 | 増加による | |
|---|------------------------------|---------|
| | 解決済み 3 | 終了 2 |
| 税務監督検査対象の納税者数 | | |
| 監督検査により発覚した違反の総計 | | |
| 追徴課税 | | |
| 利子・重加算税の合計 | | |
| 課税収入隠匿あるいは 不注意による過少申告 | 納税者数 違反総計 重加算税 | |
| 収入以外の課税対象を 隠匿あるいは額を意図的 に過少申告した | 納税者数 違反総計 追徴課税 重加算税 | |
| 課税対象を不注意で 過少申告 | 納税者数 違反総計 追徴課税 重加算税 | |
| 期限内に納税しない | 納税者数 違反総計 重加算税 | |
| 他人に支払った給与、 移転所得に課税して 差し引き、国庫に納入しない | 納税者数 違反総計 追徴課税 重加算税 | |
| 税務監督検査で発覚した 違反を是正しない | 納税者数 重加算税 | |
| 税申告書を期限内に 提出しない | 納税者数 重加算税 | |
| 税務監督に必要な 領収書を提出しない | 納税者数 重加算税 | |
| 国に登録せずに 事業・サービスを経営 | 納税者数 税収入額 処罰 | |
| 規則に盛り込まれた変更を 法務機関に通知しない、契約 規則・証書に追加変更をしない | 納税者数 税収入額 処罰 | |
| 事業所法第 18 条第 3 項、 第 28 条第 1・3 項、 第 36 条第 1・4 項 | 納税者数 処罰 | |
| 仕訳帳および会計帳簿を 適切に記帳しない | 納税者数 処罰 | |
| 貸借対照表の未提出 期限より遅延した | 納税者数 処罰 | |
| 利用料金の未収 あるいは不足徴収 | 納税者数 違反総計 処罰 | |
| 利用料金の年間帳簿の領収書の 混乱、徴収料金を国庫に 納入しない | 納税者数 税収入額 重加算税 | |
| 料金徴収第 21 条の条項に 従って返納できない | 納税者数 料金総額 | |
| 料金徴収権のある機関あるいは 適切な公務員がこの法律の条項 にはないサービスを提供し 料金を徴収した | 納税者数 料金総額 処罰 | |

長 _____ 年 月 日

(税務担当名)

(書式 No.4)

税務検査計画実施報告書

| | | | |
|---------------------------|----------------|----|--|
| 納税者 集団 | | | |
| 納税者 | 区分 | 1 | |
| | 数 | 2 | |
| 検査対象納税者数 | | 3 | |
| 対象率 (3 : 2) | | 4 | |
| 検査納税者総数 | | 5 | |
| 何年分の申告書を 検査したか | | 6 | |
| 計画達成率 | | 7 | |
| 検査で発覚した違反 (千トッグリク) | | 8 | |
| 重加算税・利子 (百万トッグリク) | | 9 | |
| その内 終了した | 合計 (千トッグリク) | 10 | |
| | 率 (10 : 9) | 11 | |
| 検査に費やした 合計の人・日 | | 12 | |
| 各申告書に費やした 人・日 (12 : 6) | | 13 | |
| 結果の指標 (9 : 12) | | 14 | |

長

年 月 日

(付録 No.1)

事業所の申告書に応じて行われる面談の構成部分

A. 前文

1. 事業活動の種類・場所
2. 発注者・顧客の種類
3. 事業活動の習熟・期間
4. 将来計画
5. 検査している申告書の年間の具体的な困難
6. 活動している建物の状態

B. 活動状況

1. 従業員数
2. 活動における納税者の任務
3. 活動報告書の概要
4. 会計士・財務の社員
5. 資金回転の監督
 - α) 年頭と年末に手元にある現金
 - σ) 現金による支払い
 - β) 個人および事業の銀行口座
 - γ) 銀行に預金する期間の周期
6. 総収入をどのように申告しているか
7. 年間で事業の融資を受けたか、受けた場合は、
 - α) 銀行に入金したか、どの口座に
 - σ) 銀行の預金通帳
8. 不動産売却収入を銀行預金したか
9. 不動産を購入したか
10. 輸送(物品・設備)
11. 分割で収入があったか
 - α) 現金(合計、周期)
 - σ) 一定の割合の連続した支払い(建物・自動車)
 - β) 公共利用料金
12. 所有している自動車
13. その他の検査対象になったか(関税・商業税)
14. 経理社員の業務記録

C. 個人的活動

1. その他の収入源(年金・贈与・保険金・税還付金など)
2. ローン(銀行に預金したか、返済したか)
3. 個人資産売却(銀行に預金したか)
4. 個人で資産を購入したか(現金、小切手、合意により)
5. 株式・債権
6. 家族の預金と小切手帳
7. 保険金収入(生命・住宅・自動車・健康保険)
8. 家族:
 - α) 建物(個人用・賃貸用)
 - σ) 子供(年齢)
 - β) 財政的責任(子供の養育など)
 - γ) 趣味、休暇

(付録 No.2)

面談の書式

氏名

年 月 日

勤続年数

事業を開始してからの期間
どんな帳簿を記帳しているか

| | |
|-----------|-----------|
| 現金収入 | 支払い委任 |
| 現金支出 | 支払われた小切手 |
| 仕入れの帳簿 | 収入の供述 |
| 販売した物品の帳簿 | 売上送り状 |
| 一般的帳簿 | (番号が振られた) |
| 一般的計算 | |

バランスシート その他の送り状

説明：

請求書

レシートが使用された
レシートが保管された

誰が帳簿を記帳しどこに保管しているか

全収入を銀行口座に入金したか

はい いいえ (説明)

各収入の帳簿は税申告書と一致しているか：

収入源

非課税収入

不動産収入

非課税利子

余分な納税

保険

遺産収入

その他

納税者の当該年の会計窓口の現金・現金のすべての源泉が、税の年間総収入に近いかどうか：

貸した金を返済させて得た収入があるかどうか

借金をしたか、もしした場合、現金によるか、口座によるかを明らかにする。

現金による収入がある場合、どんな口座に入金したか：

総収入をどのように計算したか：

一般的な問題

家族の状態

いつ家族になったか

年齢

結婚した子供とその年齢：

学歴：

住居 (大きさ、いつ購入したか、いくら)

個人資産 (自家用車およびトラック)、個人住宅

好きなこと、旅行、趣味

(付録 No. 3)

検査業務準備文書

納税者の氏名
年

登録番号
区分

収入
売上高の
現金収入
その他の活動の
軽減措置
不動産の売上の
売上の少額の金
総利益率
純利益率
資産計算

間接的方法：
生活費を明らかにする
純資産を明らかにする
経済指標を利用する

貸貸の収入
その他の収入

商業税
関税の徴収

バランスシート：
指標

特別税

支出：
販売経費
仕入れの
給与
パートタイマーの給与
貸貸
[]
旅費
光熱費
輸送
文化
車
修理
現金支出
宣伝
減価償却
貸貸の支払い

納税
負債
保険
利子の支払い
弁護士・専門家への貸金
事務所経費
郵便
労働契約による就労
牧畜の経費
個人の必要による支出

総支出

検査済み 承認済み

国税 会計士
検査官 長

(付録 No. 4)

収支年間統一総計

| 月 | 年月 現金収入 | 仕入れ 経費 | 総差し き税 | 地方 税 | 銀行 差引 | 電気 料金 | 保険 | 賃貸 |
|-----|------------|-----------|-----------|---------|----------|----------|----|----|
| 1月 | | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

| 通信 | 輸送 | 宣伝 | 事務所経費 | 支払い | その他経費 |
|----|----|----|-------|-----|-------|
| | | | | | |

(付録 No. 5)

T字型帳簿の例
(1年間で)

| 所得源 | | 支出 | |
|--------|-----|------|------|
| 純所得 | | 生活費 | |
| 税申告書の | | 貸貸 | 20万 |
| 算出によると | 80万 | 食料 | 15万 |
| | | 衣服 | 5万 |
| | | 医療 | 2万 |
| | | 交通 | 4万 |
| | | 文化 | 10万 |
| | | その他 | 6万 |
| | | 購入した | |
| | | テレビ | 50万 |
| | | その他 | 112万 |
| | | 収入 | 60万 |
| | | 追加所得 | 52万 |

解説：この帳簿は検査官が自分で記入し、納税者の収入、支出の比較を行う。

付録 No. 6

T字型帳簿の例
(1年間で)

| 所得源 | | 支出 | |
|-------------|------|-----------|------|
| 純収入 | | 生活費 | |
| 税申告書に | | 建物の費用 | 60万 |
| | 200万 | 食料 | 30万 |
| 負債を兄から取り立てた | 50万 | レストラン | 40万 |
| | | バー・喫茶店 | 40万 |
| | | 衣服・貴重品 | 60万 |
| 合計 | 250万 | 交通費 | 30万 |
| | | その他 | 40万 |
| | | 銀行預金 | 50万 |
| | | 合計 | 350万 |
| | | 収入源が承認された | 250万 |
| | | 追加収入 | 100万 |

(付録 No. 7)

検査官の業務評価

| 検査官の氏名 | 業務 | | | | | 評価を 与えた |
|-------------|----|---|---|---|---|------------|
| | 評価 | | | | | |
| 業務評価の指標 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | |
| 1. 税法の知識 | | | | | | |
| 2. 納税者との接し方 | | | | | | |
| 3. 業務記録の記入 | | | | | | |
| 4. 時間の活用 | | | | | | |
| 5. 質 | | | | | | |
| 6. 成果 | | | | | | |

その他の指標

付録 No. 8

税務検査官調書

199 年 月 日

第 号

氏名

住所

課税収入 (申告された)

発覚した

所得:

(ひとつずつ説明する)

総計:

課税収入 (修正した)

検査後課税された税金

税申告書に申告された税金

追徴課税

重加算税

(説明)

決定:

作成した

調書を

承認した

役職

役職

署名

署名

(付録 No.9)

検査官の検査書

納税者の氏名、住所、電話番号

最近の検査結果、税申告書、納税者の事業活動の歴史、検査前分析記録：

事業に行き、検査を行う

納税者の自宅に行く

納税者に請求する書類を事前に文書で通知する

業務記録をつける

必要な研究を行う

同業種の事業活動を研究する

すべての必要な資料を収集し、納税者を検査に利用する

もし検査をグループで行う必要があれば、他の検査官を見つけ、会う

初期段階の面談での予備質問を作成する

何らかの問題が発生したら上司と相談する

検査前分析

納税者の生活状況

個人資産

事業活動

事業に関連する他の個人・機関

事業能力の評価

バランスシート：

収入：現金による、帳簿による、銀行預金、個人的現金消費状態、利益率

支出：列挙する：

用いられるべき間接的方法

(付録 No. 10)

帳簿を記帳していない納税者への警告書

納税者登録番号
住所

交付した年・月・日

検査官の氏名

記帳していない帳簿、保管していない領収書を具体的に書く

納税者もしくは
その公的代理人の
署名
年・月・日

検査した検査官の氏名
年・月・日

署名

付録 No. 11

報告書

納税者の登録番号
氏名
住所
検査した年
説明：

検査官の氏名

税務当局

年・月・日

データ収集分析官の氏名
年・月・日

(付録 No. 12)

税務検査業務終了記録

納税者登録番号

検査した年

氏名

住所

違反総額

理由：

追徴課税

重加算税

商業税

特別税

輸送手段の

税

その他の税金

検査に費やした作業時間（日数で）

調書を 承認した 承認しなかった

帳簿を記帳しなかったことに対する警告書を

交付した 交付しなかった

説明：

検査した検査官の氏名

税務当局

情報収集分析官の氏名

年・月・日

(付録 No. 13)

| 財源の帳簿 | | | | | |
|-------|------|-----|----|------|-----|
| 帳簿 | 利子有り | | 帳簿 | 利子なし | |
| | 検査当初 | 検査時 | | 検査当初 | 検査時 |
| | | C | | C | C |
| 合計 | | | 合計 | | |

説明：C—検査対象の最初の年の最初の残高、C—検査対象とされた最後の年の最終残高であり、これらについて、年間の貸借対照表から抜き出す。

付録 No. 14

事業所名

| 納税検査計算 | | 税金徴集 | | 滞納日数 | 利子 |
|-----------|---------------|--------------|------------|------|----|
| 199 年 月 日 | | | | | |
| 月 | 支払うべき 期間 額 | 支払い済 期間 額 | 差額 期間 額 | | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

過小納税 トウグリク、滞納利子 トウグリクを
 番号の口座に3日以内に納め、納入を検査させることを通知する。
 計算を検査した 承認した責任者（事業主）
 検査官 会計

序

モンゴル国で税関係諸法が成立し、施行されてから5年になる。この間、市場経済への移行にともない、税に関する法令の原則や条項の改正が、1993、1994、1997年に行われた。

税関係諸法が実行されるために、納税者たる市民、企業、機関、法人、そして税務署員への参考、手引きとなるよう、この小冊子の第3版を出版する。

この手引き書に関する、御意見、御要望は、国税庁の311165（電話）にお寄せ頂きたい。

国税庁

目次

- 1 一般税法
- 2 法人税法
- 3 法人税法実施の手引き
- 4 特別税法
- 5 特別税法実施の手引き
- 6 売上税法実施の手引き
- 7 売上税法の実施範囲の拡大に伴う税務署の指示
- 8 ガソリン・ディーゼル燃料税法
- 9 自動車税法
- 10 自動車税法実施の手引き

一般税法

第1章

根拠

1条 法の目的

本法の目的はモンゴル国の税制度、税・手数料・料金の一般的原則、納税者の権利と義務、税務署と税務調査官の活動の法的根拠と、いかなる関係の上にこれらを実現されるかを明らかにすることにある。

2条 税に関する法令

- 1 税に関する法令は憲法、本法と、これらに基づき定められた各法令からなる。
- 2 モンゴルが結んだ国際条約に、モンゴル国の税法と異なる条項があれば、国際条約の条項に従う。
- 3 税の制定、改正、課税、軽減、免除、徴収がいかなる関係の上に実現されるかは、税法のみが定める。

3条 税体系

モンゴル国の税制度は税と手数料、料金からなる（以後、「税」と言う）

- 1 法令にしたがって市民・企業・機関の収入、財産、商品、仕事、サービスに対して一定期間に一定の割合で課され、反対給付がなく、国庫と地方の予算に納められる金を税という。税は直接税と間接税からなる。
- 2 法令に従って、国家機関が市民・企業・機関に対して行ったサービスの見返りに、そのたびに

徴収し、国庫と地方の予算に納められる金を手数料という。

- 3 国家財産（私有化したもの以外と、土地、地下資源、森林、水など）を利用したことで、市民・企業・機関から徴収して、国庫と地方の予算、特別の基金に集められる金を料金という。

4条 税の制定、改正、廃止、税率、税額

- 1 税は、国家大会議が制定、改正、廃止を行う。
- 2 税率、税額は、国家大会議と、またその権限の委譲によって、政府・県・首都の議会が、法令に従って決定する。

5条 納税者

法律に従って、課税される収入、財産、権利、財産を所有し利用している以下の市民・企業・機関は納税者となる。

- 1 モンゴル国民
- 2 当国にいる外国人、無国籍者、モンゴル国で収入を得ている非居住者
- 3 当国にある内外の企業・機関・基金
- 4 当国で収入を得ている外国の企業・機関の代表駐在部

5条の1項、2項に示した納税者を以後「市民」と言う。

6条 納税者の登録

- 1 納税者である企業・機関は税務署に登録する。
- 2 納税者である市民を登録する規則は別のその種の税法によって決める。

7条 課税項目

課税される項目には、収入、財産、商品、仕事、サービス、権利、土地、天然資源、地下資源が含まれる。

8条 税の軽減と免除の形

法令に従って、納税者には以下の形で、税の軽減あるいは免除を行う。

- 1 課税額の軽減
- 2 課税率の引き下げ
- 3 納税者を助け、その活動を勧奨するために、一定の目的のもとに税を軽減する
- 4 決められた最低水準に達しない収入、財産、商品、仕事、サービスは免税とする
- 5 納税者の納税義務は免除する
- 6 課税対象の一部を課税対象から除外する
- 7 法令に示した他の軽減策

9条 納税規則

- 1 税は、法人の納税申告書、あるいは個人の所得申告書、あるいは源泉徴収によって課税され、支払いは現金、現金以外の方法で行う。これ以外の課税と納税の規則はそれぞれの税法によって決められる。
- 2 納税の時期はそれぞれの税法によって決められる。納税期限と申告の期限は同じである。この期限が週休日、祝日に当たれば、その前の平日が期限となる。
- 3 期限までに支払われない税金と追加課税金、利子、罰金は、企業・機関から強制的に徴収する。課税、源泉徴収、国庫と地方予算への支払いを行った者に対し、いかなる金も支払われない。
- 4 企業・機関は間接税を決算が出るのを待たずに支払う。
- 5 企業・機関の課税・納税はその企業・機関に信任された会計士が行う。

10条 納税者の義務

納税者には以下の義務がある。

- 1 課税対象項目、税額を正確に明らかにし、一定期日までに支払う。
- 2 課税、納税に関する計算、申告は決められた期日までに税務署に提出する。
- 3 仕訳帳と元帳は決められた規則により書き込み、会計報告を出す。

- 4 税法に違反した場合は税務署の命令を実行する。
- 5 税務署の検査調書を承認した場合は署名し、承認しない場合は説明を文書で提出する。
- 6 企業・機関は第三者に支払った給与・委譲した所得にかかる税金を正確に控除し、決められた期限に国庫に支払う。
- 7 法令に定められたその他の義務。

11条 納税義務の終了、第三者への移行

- 1 納税義務は以下の場合に終了する。
 - ① 当該の税法が廃止されたとき
 - ② 当該の税金を支払い終わったとき
 - ③ 納税者が当該の税を完全に免除されたとき
 - ④ 納税者たる市民が死亡、あるいは死亡したと見なされたとき
 - ⑤ 企業・機関が解散したとき
- 2 死亡あるいは死亡したと見なされた市民の納税義務とそれに関する権利は相続者に移る。
- 3 改編された企業・機関の税の未納分を納める義務とそれに関する権利は改編されてできた企業・機関に移る。企業・機関が分かれ、独立した場合は、課税対象となるものの割合に応じて、納税義務がそれらに移る。
- 4 企業・機関が解散した場合は、解散委員会が、倒産した場合は、債権者委員会が、未納分の税金を、当該企業・機関の財産から、法律に定める方法で支払う。

12条 納税者の権利

納税者は以下の権利を有する。

- 1 税法に定める場合に、税の軽減、免除を受けることが出来る。税の軽減、免除がいくつか重なる場合は、その内一つを選べる。
- 2 税務署の検査調書の閲覧
- 3 課税・納税、税務調査の結果について説明する、あるいは説明を受ける。
- 4 税務署の誤りによって被った損害を法律の定める方法で賠償させる。
- 5 納税額が多すぎた場合は返還あるいは控除によって戻る。
- 6 税務署、税務調査官の不法な行為、決定について、国家当局と裁判所に法令に従って訴えを起こす。訴えは納税をやめる理由とはならないが、裁判所の決定で一時的に納税を停止することは出来る。

13条 納税者の義務

- 1 税法に違反した場合、刑事処罰の対象にならないときは、以下の処罰を受ける。
 - ① 課税の対象となる収入を隠す、あるいは故意に減らした時は、隠したり、減らした額と同額の罰金を課される。
 - ② 収入以外に課税の対象となる物を隠す、あるいは数量を故意に減らした時は、本来払うべき額まで、追加金を支払った上で、追加金と同額の罰金を課される。
 - ③ 課税対象となるものの数と量を不注意に誤った場合は、追加金を支払った上で、遅れた日数ごとに、追加金の額の1%の利子を支払う。利子の額は納税額の50%を越えてはならない。
 - ④ 期日までに納税しない場合は一日につきその額の0.5%の利子が加わる。
 - ⑤ 法令に定めるその他の処罰
- 2 税金と罰金の支払いに関して、5年前までさかのぼって税務署と話し合える。

14条 金融機関の義務

- 1 金融機関は税務調査の実施にあたって、必要な資料を税務署に提出する。
- 2 金融機関は取引企業・機関の税金の支払いを12時間以内に行い、受け取った金融機関はその日の内に、国庫・地方予算の口座に振り込まなければならない。この義務が行われない場合は、税務署により、一日につきその額の0.5%の利子が課される。

第2章

モンゴル国の税金の種類

15条 モンゴル国の税金の種類

モンゴル国の税金は国税と地方税からなる。

- 1 国家大会議、政府が税率、税額を定め、国内で広く使われる税金を国税という
- 2 県、首都の議会が税率、税額を定め、その土地だけに使われる税金を地方税という

16条 国税

国税には以下のものがある。

- 1 個人所得税
- 2 法人所得税
- 3 関税
- 4 売上税
- 5 特別税
- 6 車両税
- 7 相続、贈与税
- 8 不動産税
- 9 鉄砲税
- 10 都市税
- 11 スポーツ・芸能興行所得税
- 12 都市・集落の飼い犬税
- 13 公文書発行手数料
- 14 ガソリン、ディーゼル燃料税
- 15 狩猟料、狩猟許可手数料
- 16 地下資源利用金
- 17 地代
- 18 森から材木、薪を取ったときの料金
- 19 水利用料金

17条 地方税

地方税には以下のものがある。

- 1 地下資源以外の天然資源利用権の許可手数料
- 2 自然の草の利用料
- 3 ザハ（市場）の使用料
- 4 どこにでもある地下資源利用金
- 5 鉱泉利用金

18条 税率、税額の決定

- 1 国家大会議はこの法の 16 条の 1 から 14 に定める税金の税率、税額を決定する。
- 2 政府はこの法の 16 条の 15 から 19 に定める税金の税率、税額を国家大会議の定めた範囲内で決定する。
- 3 県、首都の議会はこの法の 17 条に定める税金の税率、税額を国家大会議に定めた範囲内で決定する。

第3章

モンゴル国の税務機関

19条 モンゴル国の税務機関の組織

- 1 税務機関は国税庁、県・首都の区の税務署、税務出張所、郡の税務調査官からなる。

- 2 国税庁と県・首都の税務署には税犯罪登録課がある。
- 3 国税庁、県・首都の税務署に付属して納税者と税務当局の争いを解決する権限を持った税金紛争処理委員会がある。委員会の活動規則は政府が決定する。

20条 税務機関の規則

税務機関の規則は政府が承認する。

21条 税務機関の管理機構

- 1 税務機関の管理機構は一元的で、集中的である。
- 2 国税庁は大蔵大臣の、首都・県の税務署、出張所は国税庁の、首都の区の税務出張所、郡の税務調査官は首都・県の税務署、出張所の指令の元に活動する。
- 3 国税庁はあらゆる段階の税務機関の活動を専門的、方法的に指令する。
- 4 国税庁長官は首都・県の税務署、出張所の長を、首都の税務署長は区の出張所長をそれぞれの段階の行政長官と協議のうえで任命する。
- 5 税務調査官は直接上の税務機関の長が任命する。

22条 税務機関、税務調査官の職務原則

税務機関と税務検査官は職務において、法を尊重し、他者の影響を受けることなく、納税者の法的権利を尊重する原則を遵守する。

23条 税務機関の活動方針

税務機関は以下の方針を実行する。

- 1 税法が実施されるよう検査を行う
- 2 税法が実施されるよう規則、指示、手引きを出す。教育と宣伝を行う。
- 3 国庫と地方の財政予算の収入を賄う。

24条 税務機関、税務調査官の権限

- 1 税務機関は以下の権限を行使する。
 - ① 納税者に税法に従って、税の軽減・免除を行う。
 - ② 仕訳帳、元帳の記載を行わないため、収支を明らかにできない納税者に対し、法律の定めるモデルにより課税する。
 - ③ 税犯罪登録課は、刑法にしたがって活動する。
 - ④ 期限までに納税しない企業・機関の銀行口座よりの支払いを、納税が終わるまで停止する。
 - ⑤ 税務機関の決定した税金、利子、罰金を期限までに納めぬ場合は、徴収を規則にしたがって行う。(1996年4月8日改正)
 - ⑥ 納めすぎた税金は翌月、来季、来年の税にて控除する。あるいは納税者が希望すれば、30日以内に返還する。
 - ⑦ 税、利子、罰金の支払いをしない、申告書を期限までに提出しない、検査で明らかになった違反を正さない納税者は法律の定める所により処罰する。
 - ⑧ 下部機関の決定を根拠がないと判断すれば、取り消すか変更する。
 - ⑨ 検査を行うとき、必要な資料、その他関係書類を、市民、企業、機関から無料で提出させる。
 - ⑩ 裁判所に以下の問題で賠償請求あるいは告訴する。
 - a 重大な税法違反を犯した納税者の事業の完全な停止。
 - b 納税者が法律で禁止された生産、サービスをして得た収入、設備、道具、原材料を没収する。
 - c 納税者が法律で禁止されないが、無許可で生産、サービスを行って得た収入を没収する。
 - d 納税者が虚偽の、あるいは無効な契約、不法行為によって得た収入を没収する。
 - e 税務調査官の職務執行に対し、妨害、抵抗、加害等の行為に及んだ者に対し、適正な処罰を行う。
 - f 納税の完全な執行。

g 法令に定めるその他の問題。

2 税務調査官は以下の権限を有する。

- ① 課税、納税に関係する帳簿、貸借対照表、その他証拠書類を調査し、説明を求める。
- ② 税務調査に必要な証拠書類の写しを納税者の取引先企業、金融機関から無料で提出させる。
- ③ 課税品を隠匿した証拠を納税者から一時的に収用したり、写しを取る。
- ④ 所得を得るために使っている、あるいは課税品目を保管している納税者の住居、倉庫に（その位置は関係なく）立ち入り、数量の計算、実況検分、必要とあれば検査を行う。
- ⑤ 企業・機関が他者に払った賃金、委譲した収入に対して源泉徴収して、国庫に納めなければ、企業・機関の財産から払わせる。
- ⑥ 納税者にこの法律の13条の1項に定める処罰を行う。
- ⑦ 納税者の財産、生産・商売の秘密を守る。
- ⑧ 公務を執行している過程で市民・企業・機関が不法行為をしていることが明らかになれば関係機関に知らせる。

25条 税務調査官に課される責任

納税者の不法な行為を隠し、税金を個人的に使う、収賄、税務機関の秘密を洩らす、権限を逸脱するなど、公務を適正に行わない税務調査官は法令に定める規律違反、行政責任、経済責任、刑事責任を問われる。

26条 税務調査官の専門等級、等級手当、賞与

- 1 税務検査官は専門の等級があり、等級手当がある。
- 2 税務検査官は業務成績により賞与が与えられる。
- 3 税務検査官に毎月支給される等級手当、賞与の合計は基本給を越えないものとする。
- 4 等級の決定、手当、賞与の規則は政府が定める。

27条 税務機関の財政

税務機関の活動の経費は政府の予算から充てられ、独立した予算を持つ。

28条 税務調査官の権限の保証

- 1 税務調査官は制服を無償で支給される。制服、記章、使用規則、使用期間は国税庁長官が承認する。
- 2 税務調査官が公務の執行中、労働能力を一時的に喪失したり、身体障害になったり他人によって生命を失ったりした場合は、本人、遺族に以下の補償、基本給との差額を支給する。
 - ① 労働能力の一時的喪失は療養期間中の手当、および基本給との差額
 - ② 身体障害の場合は障害者保険金、および基本給との差額
 - ③ 生命を失った場合は遺族に基本給の3年分を一時に支払う。
- 3 この条の2項に定めた補償と基本給との差額の支払いは国庫から支払われ、国は加害者に賠償させる。

第4章 その他

29条 政府機関、地方公共機関とその役人の責任

政府機関、地方公共機関とその役人は、税務調査に協力し、必要な情報を提供し、法律に定める所に従って支援しなければならない。

30条 法律の有効性

- 1 この法は1997年4月1日より施行される。
- 2 この法の2条3項は1997年6月1日より施行される。

モンゴル国家大会議 議長 N. バガバンディ

モンゴル国家大会議 事務局長 N. リンチンドルジ

1997年2月28日

ウランバートル

モンゴル国法人税法

1条 法の目的

この法の目的は企業・機関の所得への課税、課税額を国庫に納入する際の諸関係を明らかにすることにある。

2条 法人税の法規

法人税の法規（以後単に税という）はモンゴル国一般税法と本法、その他の法令からなる。

3条 納税者

1 以下の企業・機関は納税者である。

- ① モンゴル国内のあらゆる所有形態の会社、協同組合、ヌフルルル（小規模共同経営組織）、外国企業、合併企業。
- ② モンゴル国内で収入をあげている外国企業の代表駐在所。
- ③ 商業銀行、金融機関、保険機関、その他これに類する機関
- ④ 非国家団体
- ⑤ 宗教団体
- ⑥ 国と地方の法人
- ⑦ この条の1項の1から6までに示したものの以外の事業を行う法人

2 この条の1項の2に示した代表駐在所には、

- ① 認可された事業の全部、あるいは一部を行っている納税者の常時の活動拠点
- ② 建築現場、据え付け物件、組立物件、またこれらの物件に関する監督機関
- ③ 天然・地下資源探査のための機器、建築物、施設、掘り抜きやぐら、これらに関する監督機関
- ④ 商業施設、サービス施設
などが含まれる。

4条 課税される収入

1 納税者の以下の収入には税が課される。

- ① 主事業、副事業の収入
- ② 商業銀行、金融事業の収入
- ③ 保険事業の収入
- ④ 取引所、証券業の収入
- ⑤ 質事業の収入
- ⑥ 不動産販売収入
- ⑦ 動産販売収入
- ⑧ 権利の収入
- ⑨ 株式配当収入
- ⑩ 貸付事業の利子収入
- ⑪ 財産貸貸事業の利子収入
- ⑫ 仲介事業の収入
- ⑬ 宝くじその他の遊興事業の収入
- ⑭ 銀行預金の利子収入
- ⑮ 外貨売買事業の収入
- ⑯ その他課税の対象となる収入

2 この法律の3条の2項に定めた納税者は、モンゴル国内で行う事業の収入にのみ課税されるものである。

3 外貨所得のトゥグリクへの換算は、銀行で外貨を売った時のレートか、モンゴル銀行の為替

レートを元にする。

4 保険料収入から、保険事業における資金として利用できる割合と額は政府が決定する。

5条 課税所得の算出

1 納税者の課税所得は、以下の方法で算出する。

- ① この法律の4条の1項の1から5、10から12、15、16に示した収入から証拠書類で証明できる直接支出、すなわち給与、賃金、材料支出（原材料、主材料、副材料、半製品、暖房費、水道、電気、燃料、部品、容器、包装材料の費用）、健康保険費、社会保険費、減価償却費、修理費、作業宿舍費、建築費に組み入れられた給与、外国為替差損、第三者への作業委託費、賃借料、借金の利子、投資家達の決めた範囲の管理業務費、車両税、地代、天然資料利用料を差し引いた残金。銀行の貸倒れ保険基金への供託金は課税対象所得から差し引く。

宣伝・広告費、従業員の教育費・研修費は実際の費用で計算するが、その合計額は、当該企業・機関の収入の5%を越えてはならない。

生産、サービスの目的で利用した資材、主材料、副材料、部品、燃料の費用はそれらの平均価格で計算する。

国庫の納めた特別税は課税対象収入から控除して計算する。

投資、大修理の費用、あらゆる種類の給与、奨励金、手当て、第三者への寄付、記念品、接待、定期刊行物代、勤労者のための住宅費、家賃、交通費、食費、住宅費・燃料費の補助、保険料、商品・原材料の普通の傷み、期限が過ぎた借入金の利子、あらゆる種類の罰金、納税者の過失から第三者が損害を被った補償は課税対象所得から控除しない。

法律に定められた義務としての国の保険料は課税対象所得から控除する。

固定資産は、償却期間を以下の数値で考え、減価償却を計算する。

| 固定資産のうちわけ | 使用期間 (年) |
|---|----------|
| 1 建物、施設 | 40 |
| 2 機械、設備 この内、科学研究、実験、検査、先端技術 輸出産業、鉱山、環境保全、天然資源の回復 社会資本部門などに利用される機械、設備 | 10 5 |
| 3 その他の物 | 10 |

土地、商品、原材料には減価償却は計算しない。

- ② この法律の4条の1項の7の収入からこの資産の売れ残りの価格を差し引いた残り。

- ③ 他から購入した株式を売った収入から購入代金を差し引いた残り。

- ④ この法律の4条の1項の13に示した所得からこの所得を得るに際し生じ、かつそれを証明できる費用、宝くじの払い戻し金を差し引いた残り。

- ⑤ この法律の4条の1項の6、8、9、14に示した収入はその合計。

2 商品と交換しあったり、商品、動産、不動産を市場価格より安く販売したり、料金を安くしてサービス・仕事をした場合は、その時の市場価格を元にして、課税所得を計算する。

6条 税率、税額

1 課税対象となる年間所得は以下の税率・税額で課税される。

- ① この法律の5条の1項の1に示した収入、また動産を売った収入には次の税率で課税される。

a 1998年1月1日までは0から1億トゥグリックの所得には15%、1億1トゥグリック以上の

課税対象所得には1千5百万トゥグリクに加えて、1億トゥグリクを越える所得分には40%が課税される。

b 0とそれ以上の年間所得には30%が課税される。

これは1998年1月1日以降実施される。

② 株式配当金の収入は15%

国家は、国家財産の生む利益、株式配当金を、全部あるいは分割して国庫に納める権限を持つ。この額はそれぞれの場合につき政府が決める。

③ 権利料所得には10%

④ あらゆる種類の有料遊戯、ビデオ・オーディオテープ貸貸し、録音録画サービス、ビデオ上映、宝くじ等は所得の40%

⑤ 不動産販売所得は2%

⑥ 銀行預金利子所得は15%

⑥ モンゴルに居住していない外国人納税者は、モンゴルで得た以下の所得に対して20%が課税される。

a モンゴルで登録され、活動している企業から得た株式の配当金、利益の分配金

b 貸付金の利子、保証をした見返りに得た所得

c 権利料収入、賃貸料、現物資本・非現物資本を利用させた所得。

d モンゴル国政府機関、企業、その他の機関、個人への機械その他のサービスからの所得。

2 純外国資本企業、合弁企業の所得は、モンゴル国の法令ないしはモンゴル国が結んだ国際条約に別に定めなければ、この法律の定める税率、税額で課税される。

3 この法律の3条1項の2に示した納税者は自己の得た利益を海外に移す場合はその金の20%が課税される。

4 この法律の3条1項の5に示した納税者は年間所得に20%が課税される。

7条 税の免除と軽減

1 納税者の以下の所得は税の免除の対象となる。

① 国債の利子収入

② 非国家組織のメンバー、支援者の会費と寄附金

③ 自治体の財務課、税務署に登録していて、教育機関に寄付した納税者のお金

④ 献血者の献血、血液製剤よりの収入

2 石油生産物を分け取る契約で、モンゴル国政府と契約し、国内で石油生産を行う外国企業は自己分の生産物の販売によって得た収入、またその収入を海外に送金する時は、この法律の6条1項の1、2、6条の3項の定めに従って税金が免除される。

3 穀物、ジャガイモ、野菜の生産を行う企業が、以上の物の生産によって得られた収入に限り、税は50%の軽減を受ける。

8条 納税と申告の規則

1 納税者は元帳の四半期と年度ごと会計報告に基づいて、年度の初めからの結果で計算し、国庫と地方予算に税を納める。

2 納税者は申告に基づく一年分の税金を月ごと、四半期ごと、毎月25日までに前払いし、四半期の申告は次の四半期の最初の月の20日までに、年度末の申告は次年度の2月10日までに税務署に提出し、税を確定する。

年に50万トゥグリクまでの課税所得のある納税者は、上に示した期限までに、四半期ごとに一回ずつ納税してもよい。

3 不動産販売の所得にかかる税金は当該資産、株式を売った日から10日以内に国庫や地方予算に納める。

4 この法律の6条1項の2、3、4、6、7、また6条の3項に示した所得にかかる税金は、こ

の収入を渡している機関・企業が源泉徴収して、一週間以内に国庫や地方会計に納める。

9条 法律の施行期日

- 1 この法律は 1993 年 1 月 1 日から実施される。
- 2 この法律の 6 条の 1 項の 2 に示した株式配当金の受益者、利益の分配にあずかる者の所得への課税に関する規定は 2001 年 1 月 1 日から実施される。

モンゴル国国家大会議 議長 N. バカバンディ

国家大会議 事務局長 N. リンチンドルジ

(この法律は 1997 年 4 月 18 日の国家大会議で一部変更されている。)

法人税法の実施の手引き

モンゴル国税庁長官の諮問委員会が 1997 年 7 月 15 日に承認

企業・機関の所得税法を国内で実施するとき、税務機関の職員の参考のため、この手引きを出した。

1 納税者（3条）

本法3条の定めに従って、所有形態の如何を問わず以下の企業・機関は納税者である。

1. 1 株式会社
1. 2 有限会社
1. 3 協同組合
1. 4 スフルルル（小規模共同事業）
1. 5 商業銀行、金融機関、取引所、証券会社、保険会社またこれらに類似する機関
1. 6 モンゴルで収入を得ている外国企業の代表部

契約によって、一定期間、モンゴルで利益を得るため、一定の生産、サービスを営み、収益を得ている外国企業の支店、駐在所、これらに類する形で経営を行っている者を外国企業の代表部という。外国企業の代表部は、営業を始める 10 日前までに税務機関に登録し、証明書（書式 MIT）を取得すること。

「代表部」について

- ① 認可された事業の全部あるいは一部を行っている納税者の、當時の事業拠点（支店事務所、工場、作業場、石油・天然ガス井戸、自然資源を利用している所）
- ② 建築現場、据え付け・組立対象物、またこれらの監督作業
- ③ 天然資源探査の機器、施設、ボーリング施設、またこれらの監督作業
- ④ 商業、サービスを行う所

以上のものが入る。

しかし、外国を代表して駐在する外交、通商代表部、国際機関など、利益を目的とせず、外国からの資金で活動がまかなわれる所は入らない。

1. 7 非政府機関

非政府機関とは

- ① 市民、政府機関（立法、行政などを行う権力機関）以外の法人のうち、社会的利益自己の関心、思想により、自主的に作られ、国に従属せず、自主的活動を行う非営利団体。例えば協力団体、平和団体など。
- ② 「社会に奉仕する非政府機関」とは文化・芸術・教育・科学・保健・スポーツ・自然環境・社会環境の向上、人権・特定の階層・集団の利益保護、慈善など、社会利益のため活動する非政府組織。例えば専門家団体など。
- ③ 「会員のための非政府組織」とは会員の法的利益を守るため、会員にのみ奉仕する非政府組織。例えばホテル協会、私有者連合など。

非政府組織は設立者たちが団体を結成すると決め、規則を決めて、非政府組織が成立したと見なされる。法務省に届け出て、法人の資格が与えられる。

非政府組織は税法にしたがって申告書を毎四半期ごとに、次の四半期の初めの月の 20 日までに、年度の申告書は翌年の 2 月 15 日までに所轄の税務署に提出する。

1. 8 宗教団体

信仰のために設立され、宗教行為、行事、集会、教育を行い、公式の承認を受けた団体、寺院、学院、センター、またこれらを指導するところをいう。宗教団体は所轄の地方議会の承認を受け、宗教

の法律的問題を管轄する役所（法務省）に登録する。納税者としては、活動を開始する 10 日前までに税務署に登録する。

1. 9 国家と地方自治体の法人

国家の仕事を行い、社会の必要を満たすために、国家が出資して設立した法人を、国家の法人という。これには、国家機関、役所、国営企業がある。国営企業以外の、国庫から資金を得ている法人を国家機関、役所という。

国営企業には、100%国有財産で、国庫から資金を得ている企業が入る。これは財産の権利の状態によって、企業式国営企業に分けられる。

- a 国から受け取った資産に基づいて、自分で資金調達をして、独立して事業を営む法人を企業式国営企業という。
- b 国から受け取った資産に基づいて、国庫から資金を受け、国家のためにだけ生産、サービスを行う法人を国庫企業という。

国家機関、役所、国庫企業は、法律に別に定めなければ大蔵省に、企業式国営企業は、ヌフルル・会社法に従って税務署に登録しなければならない。

1. 10 本法の3条の1項の1から6に書かれた以外の事業を営む法人には、

- a 法令の定めに従って、関係機関に非営利団体として届け出たが、企業活動を行って所得を得た団体、
- b 当国にはないがモンゴル国の法律、国際条約に従って、当国の法人に委譲した一定の資産、権利、また当国の法人から委譲された資産、権利、あるいは事業から利益、所得を得た法人も含まれる。

この a、b に含まれる納税者は活動を始める 10 日前までに税務署に届け出る。

2 課税対象となる収入（本法4条）

4条の1項には課税対象となる収入の種類を示してある。

2. 1 主事業、副事業の所得には、販売した商品、行った仕事・サービスの全ての収入が含まれる。

企業の得た外貨の収入はトゥグリクに換算し、課税所得を明らかにする。この外貨は、4条の3項に示したところにより、その時のモンゴル銀行の為替レートで換算する。

2. 2 商業銀行、金融事業の収入

銀行の収入には、利子収入、預金・支払い・貸出事業の所得、他者への支払保証発行の収入、外貨売買取入、外国銀行との取引による収入、貴重品の保管収入、有価証券の発行・売買、賃貸物件の評価・投資・会計相談・情報提供等の収入、モンゴル銀行の認可した会計上その他のあらゆる事業によって得られた収入が含まれる。また貸倒れ保険基金が差し押さえた貸金の一部が支払われた場合は、課税収入に算入する。

2. 3 保険事業の収入

あらゆる保険事業の収入が含まれる。保険料収入から、保険事業の資金に調達できる割合と額は政府が決定する。

2. 4 取引所、証券業の収入

財産、財産権の移替えに伴う事業を営む団体が含まれる。

取引所の所得には有価証券の保管、有価証券の売買、支払い、売買ではない有価証券の流通、有価証券の贈与、遺産としての贈与、料金を払わない移替え、入札計画の売買、有価証券を指名して所有させること、法律で禁止されないその他の事業の収入が含まれる。

証券業とは財産と有価証券の売買の仲介をする許可を得た法人をいい、仲介手数料その他の事業の収入が含まれる。

2. 5 質事業の収入

借方と貸方が契約書を交わし、貸金と利子が支払い終わるまで、貸方が借方の財産、権利を担保と

して取る、貸金業をいう。

法令に従って、利子収入が課税の対象となる。

2. 6 不動産販売の収入

不動産には土地と、そこから離して利用できないものがある（建物、施設など）。これらを販売した収入が含まれる。

2. 7 動産販売の収入

動産販売収入には、不動産以外の全ての固定資産、流動資産の販売による収入がある。

2. 8 権利による収入

文芸作品出版、芸術、科学技術・機械の発明・製品、特許、商標、デザイン、設計図、暗証番号のシステムとその利用料、生産・商業・科学の機器、経験に関する情報など、知的生産物を保有する権利を持っていることを、一定の権利を有するといひ、権利を保有し、他者に利用を任せることによつて得る収入を権利による収入という。

2. 9 株式配当金、利益の分配による収入

株式会社の株券を所有して得た収入を株式配当金といひ、債権を要求する以外の形で、利益の分配に参加する権利から得られた収入、それと同じと見なされる収入は利益配当の収入になる。

2. 10 貸付利子の収入

あらゆる形の債権から生じる収入が含まれる。国債、その他の有価証券（借用証書、債券、手形）より得られる収入、またそれらの売買に伴う奨励金収入、外に企業・機関が他に貸し付けた金や財物から生じる利子収入（商業銀行、質事業の利子収入はこれに含まれない）が含まれる。

2. 11 財産賃貸による収入

自己が私有したり、利用したりする権利がある不動産、動産を他に利用させることによつて得る金をいう。

2. 12 仲介業の収入

相互に関心を持つ二つの側を結び付けたこと、またあらゆる活動を他者の名のもとに行うことでそれらから得た金（収入）をいう。

2. 13 宝くじ、遊興事業

金を支払う形でのあらゆる遊び、ビデオ、オーディオテープの販売、録画・録音のサービス、ビデオ上映会、宝くじ、クイズ、カジノの収入がここに入る。

2. 14 銀行預金の利子による収入

口座の残金にかかる利子、自由な金を預金して銀行から得る利子収入がここに入る。

2. 15 外貨の売買で得た収入

外貨を売買する資格のある納税者がこの事業で得る手数料収入をいう。

2. 16 課税対象となるその他の収入

寄付と贈与、法令・契約に従って他者から得た利子・罰金、債権者が不明のため所有権を公的機関から認められたことによる利益、在庫調査で余分に出た固定資産・流動資産の金額などが含まれる。

3 課税対象となる所得を明らかにする。（本法5条）

3. 1 法律の4条1項の1-5、10-12、15、16に示した

主事業、副事業の収入

商業銀行、金融業の収入

保険事業の収入

取引所、証券業の収入

質事業の収入

貸付利子の収入

財産賃貸収入

仲介事業の収入

外貨の売買収入

課税対象となるその他の収入

これらの全額から、この法の5条の1項の1に示した直接支出、間接支出を差し引いた課税所得を明らかにする。

3. 2 収入から控除される直接支出、間接支出

○給与、賃金（社会保険料を払った後の給与、賃金の合計）

○原材料、主材料、副材料

○半原料

○暖房、水、電気、燃料、部品

○商品以外にかかった包装材料

○種子、肥料、飼料、薬品、殺鼠剤

○病死した子家畜、家畜登録料

○安価で消耗の早い消耗品

○労働保安費

○自動車のタイヤの予備

○健康保険、社会保険料（法律で定めた機関への支払い率、額で）

○固定資産（物的資産、非物的資産）の減価償却費

固定資産は下記の期間で使うよう、減価償却費を直線法で計算する

| 固定資産のうちわけ | 使用期間（年） |
|---|---------|
| 1 建物、施設 | 40 |
| 2 機械、設備 この内、科学研究、実験、検査、先端技術 輸出産業、鉱山、環境保全、天然資源の回復 社会資本部門などに利用される機械、設備 | 10 5 |
| 3 その他の物 | 10 |

土地、家畜、予備材料には減価償却は適用されない。

企業・機関は固定資産の利用可能期間中の減価償却を計算する時、減価償却を計算する方法のいずれか一つを選んでいいが、申告にあたっては上の期間でのみ計算し、固定資産の減価償却を直線法で計算する。

（例） A 社には利用期間 40 年の工場の建物一件、最初のコストは 6 千万トウグリク。利用期間 5 年の実験的生産設備（実験的設備なので 10 年ではなく 5 年）各 35 万トウグリクを 6 件。利用期間 10 年の 1 千 2 百万トウグリクの乗用車 1 件がある。

これらの固定資産の減価償却費を直線法で計算してみよう。

1 1 年あたりの減価は

a 工場の建物 $6 \text{ 千万} \div 40 \text{ 年} = 150 \text{ 万}$

b 設備 $(35 \text{ 万} \div 5 \text{ 年} = 7 \text{ 万})$

設備 6 件では $7 \text{ 万} \times 6 \text{ 件} = 42 \text{ 万}$

c 乗用車 $1200 \text{ 万} \div 10 \text{ 年} = 120 \text{ 万}$

合計 312 万トウグリク

2 減価の 1 年当たりの率は

a 工場の建物 2.5%

| | |
|-------|-----|
| b 設備 | 20% |
| c 乗用車 | 10% |

減価の年率がわかれば、最初のコストをその年率で掛けて、1年当たりの減価を直線法で計算してよい。

例えば：

| | |
|---------|---------------------|
| a 工場の建物 | 6千万×2.5÷100 = 150万 |
| b 設備 | (35万×20÷100 = 7万) |
| 設備6件で | 42万 |
| c 乗用車 | 1200万×10÷100 = 120万 |
| | 合計 312万トッグリク |

- 修理費（固定資産の日常的利用のために行われた修理を含めて理解されたい）
- 建築予算に計上された額の作業員宿舍費、作業員への賞与
- 外貨売買による利子の損失
- 第三者への作業委託費（企業、機関、個人との公式契約あるいは口頭の約束で仕事をしてもらった賃金として払った物品、金）
 - しかし、これが課税対象から控除されるためには下記の条件を満たす必要がある。
 - a 企業・機関に委託した場合は契約書で証明できること。
 - b 個人に委託した仕事の賃金から所得税を源泉徴収して引いて、個人の所得申告に記入してあること。
- 契約書で証明できる賃借料
- 銀行、企業・機関、個人から借り、正しく元帳に記載され、正式の契約で証明でき、銀行の利子の平均額であり、期限に支払われた、借金の利子（投資の借金で期限に支払われた利子もここに含める）
- 年度の始めに投資家達が決め、承認した額で、法律で課税対象所得から控除しないと定めた経費以外の経費を出した管理業務費用
 - （管理業務費用はその年の予算の収入計画を承認するとき、各種の支出それぞれについて決め、投資家たちが承認し、予定支出に計上していること）
- 管理職への給与、社会保険料、事務所の建物・財産の減価、出張費、通信費、事務用品費、衛生費、警備費、交通費、電気、暖房、水道費が含まれる。
- 国庫、地方予算に支払った自己所有の車両税（4輪、2輪その他の車両）
- 土地、自然資源利用金
- 特別税が課される物品の生産、販売の所得に課され、支払われた特別税
- 法律で義務づけられ、保険事業者に支払われた保険料
- 銀行の貸倒れ保険基金への供託金（これは商業銀行だけにあてはまり、この基金への供託金は、銀行法、モンゴル銀行、大蔵省、国税庁が認めた規則に従って出したことが証明できること）
- その申告期間の課税所得の5%にあたる額の宣伝費、勤労者の訓練・教育費、研修費
 - 宣伝費、訓練・教育費、研修費が上記の額より少なければ、かかった費用を課税所得から控除できる支出に入れてよい。しかし、5%以上であれば、5%を越える額は控除できる支出に入れない。
 - 宣伝費、訓練・教育費、研修費の控除は、承認された方式で計算し、申告書に必ず添付すること。
 - 計算する場合、証拠を提出し、かかった宣伝費、訓練・教育費、研修費を控除すること。

(例) A社はある申告期間に行った事業から225万トッグリクの収入を得た。税法に従って、控除される経費の合計は135万トッグリクであった。この申告期間内の宣伝費、訓練・教育費、研修費として合計8万5千トッグリクを使った（この経費は上の135万トッグリクに含まれている）。

| | |
|---------|------------------|
| a 所得の計算 | 所得=収入-経費 |
| | 所得=225万-135万=90万 |

b 宣伝費、訓練・教育費、研修費が所得に占める割合は次の式で計算する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{宣伝費、訓練・} \\ \text{教育費、研修費の} \\ \text{所得に占める割合} \end{array} \right\} = \left. \begin{array}{l} \text{宣伝費} \\ \text{訓練教育費} \\ \text{研修費} \end{array} \right\} \div \text{所得} \times 100$$

$$8 \text{ 万 } 5 \text{ 千} \div 90 \text{ 万} \times 100 = 9.4 \%$$

c 経費に含まれる宣伝費、訓練・教育費、研修費の額

$$\text{所得} \times 5 \div 100$$

$$90 \text{ 万} \times 5 \div 100 = 4 \text{ 万 } 5 \text{ 千}$$

d 経費に含まれない宣伝費、訓練・教育費、研修費

$$\text{越えた場合} \quad 9.4 - 5 = 4.4 \%$$

$$\text{越えた額} \quad 8 \text{ 万 } 5 \text{ 千} - 4 \text{ 万 } 5 \text{ 千} = 4 \text{ 万}$$

越えた額、4万トウグリクは経費に含むことはできない。

e A社の収入から控除されるべき経費は

$$135 \text{ 万} - 4 \text{ 万} = 131 \text{ 万トウグリクになる。}$$

f 課税所得は94万トウグリクになる。(225万-131万=94万)

この手引きの3. 2に示した経費は、必ず仕訳帳、元帳によって証明されたものである。

3. 3 生産、サービスのための物品、材料、有価物の経費の計算

生産、サービスの目的で使った(消費した)原料、主材料、副材料、部品、燃料の費用を計算する時、大蔵大臣の1995年3月17日の40号の大臣令で定められた企業、機関が従うべき元帳の書式、貸借対照表作成の手引きに定められた物品、材料、有価物を費用に組み入れる「平均コスト計算法」を使う。しかし、経費となった主材料、副材料、原料、部品、燃料の費用が、その時の政府統計、調査報告、新聞などに出た市場平均価格より合理的理由がなく高ければ、平均価格を基にする。

3. 4 自然災害(日照り、冷害、洪水、火災、地震、竜巻、移動禁止処置の適用を受ける伝染病など)により実質被害を受け、それが関係機関によって証明された損害は課税所得から控除される。

3. 5 以下の支出は控除の対象にならない。

○投資と大修理が固定資産の利用期間を引き延ばしたり、能力を拡張したり、利用できる面積を拡大したり、美化したりする目的に直接使われること。これらの支出はこの資産のコストに入り、減価償却によって経費として計算されるので、別に経費として控除できない。しかし、投資資金調達による支払い利子は、投資コストに算入しない。

○あらゆる種類の賞与、手当

○他への寄付(税法に控除されると定められた寄付以外のもの)、贈り物、記念品。

○接待費、新聞購読費

○勤労者に提供する住居、住居費、交通費、食費、燃料費等の手当

○商品の包装費

○不良債券の償却による損害

○自主的に掛ける保険料

○期限を過ぎた借り金の利子

○物品、材料の普通の損耗

○納税者の過失によって他者に与えた損害の賠償(契約書で受け入れた義務を実行しない、警備不備、火災への備えを怠る、労働安全規準の実行を怠る、輸送・保管の安全を怠る等から他者の財産に与えた損害の賠償がここに含まれる)

○法令を遵守しなかったことから関係機関により課された利子、罰金

○個人的使用のための支出

○外貨売買に伴う損失

3. 6 動産の販売の所得を明らかにすること

動産固定資産を売って得た収入から、その資産に残っている価値を引いて、課税所得を決める。残っている価値の計算は、この資産の価格から直線法でのみ、これまでの減価を差し引いて計算する。売られた動産固定資産の減価を課税所得から差し引くことは、本法の5条1項の1に示した期間と直線法で決めた減価を課税所得から差し引いてあるので、元帳に記載された残りの価値を、売って得た収入から差し引かない。

使用期間に償却した額で、最初の価格を補填した固定資産について、この資産をこれからも利用できる可能性によっては、その時の市場平均価格を課税所得に算入してもよい。

その他の流動資産を売ったときは、これらの販売価格から、購入価格と、保管に要した費用、またこの手引きに示してある、その他の差し引くことのできる費用を差し引いて、課税所得を決める。

3. 7 宝くじ、その他の遊興事業の課税所得の決定

この法律の4条1項の13に示した収入から、この収入を得る際要し、証拠書類で証明できる費用、払い戻した賞金・賞品の差し引いて、課税所得を決める。

(例) A社は規則に従って6百万トウグリクの宝くじを発行して、販売した。宝くじの印刷費用、販売費用に80万トウグリク、払戻しに450万トウグリクを使ったとすると、課税所得は70万トウグリクになる。(600万-80万-450万=70万)

税額は28万トウグリクである。(70万×0.4=28万)

4 税率、税額 (本法6条)

4. 1 法律の4条1項の1-5、7、10-12、15-16に示した次の

- 主事業、副事業の所得
- 商業銀行、金融業、保険業、取引所、証券業、質事業の所得
- 動産の販売、債権の利子所得
- 資産の賃貸所得、仲介業所得
- 外国為替売買、その他課税対象となる所得

これらの所得の課税対象所得の確定は5条の1項の1に示してあり、この手引きの3(3.7を除く)に示したより詳しい指示に従って決定した年間の課税所得額に、次の税率、税額で、税が課される。

| 年間課税所得額 (トウグリク) | 税率 |
|-----------------|---|
| a 0-1億 | 15% |
| 1億1以上 | 1,500万トウグリクに加え、 1億トウグリクを越えた分に 40% |
| b 0以上 | 30% |

aは1998年
1月1日以前

bは1998年
1月1日以降

(例) K社は1996年の年度末の事業の結果として

- * 工場の生産物を販売して2億トウグリク
- * 使っていた車を売って450万トウグリク
- * 債券の利子収入200万トウグリク
- * 事務棟の1室の賃貸料50万トウグリク
- * 仲介料収入100万トウグリク

* 外貨売買収入 500 ドル (1 ドル=780 トッグリク)

* 他者から得た利子、罰金 300 万トッグリク

これらの収入を得るために 1 億 4,040 万トッグリクを支出したとして、税を計算してみよう。

総収入は 2 億 1,139 万トッグリクである。そこから経費 1 億 4,040 万トッグリクを差し引いた課税所得は 7,099 万トッグリクである。それに 15% をかけたものが税額で、1,064 万トッグリクとなる。

企業・機関の外貨収入にかかる税は、その外貨で払ってもよい。

JICA